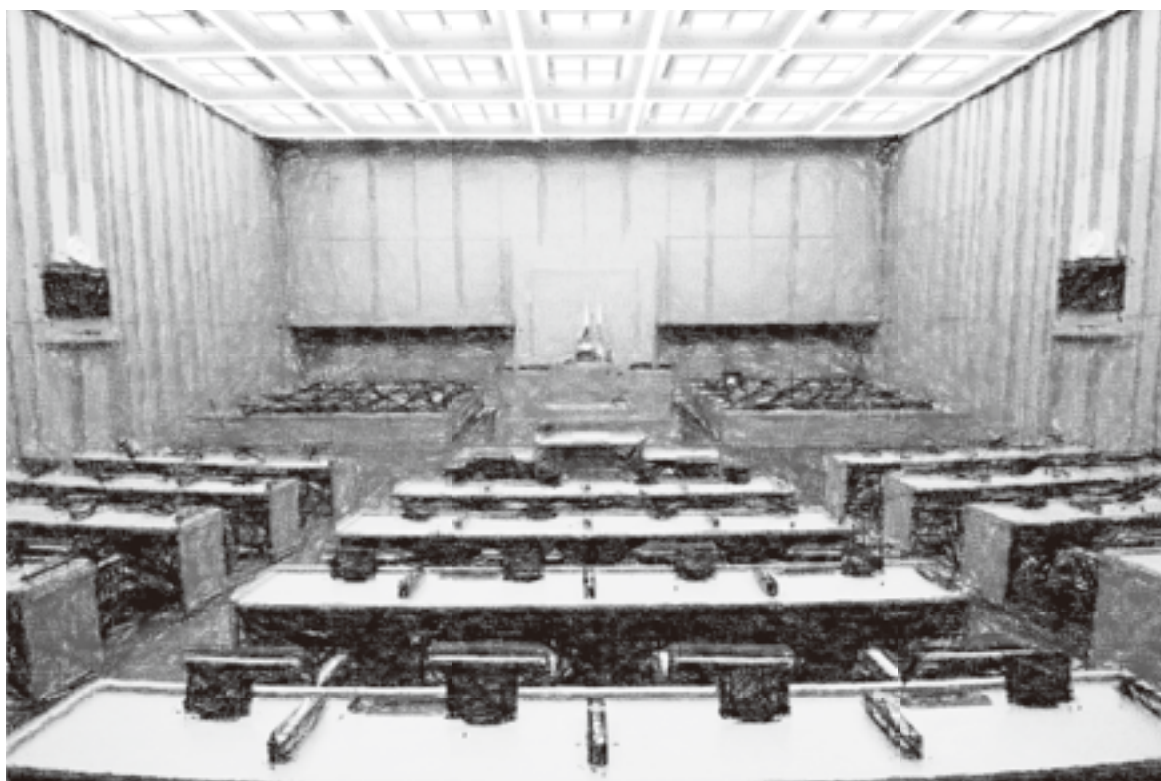


# 調査時報

特集

令和5年度特別（桜島爆発対策・都市整備対策・鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査）委員会行政調査報告



鹿児島市議会

2024 1 月 No.144

# 目 次

<b>特 集</b>	令和5年度特別委員会行政調査報告	1
	桜島爆発対策特別委員会	2
	都市整備対策特別委員会	12
	鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会	25
<b>資 料</b>	令和6年度地方財政対策の概要（総務省自治財政局）	40
<b>議会のうごき</b>	市議会日誌（令和5年9月下旬～12月）	53
	令和5年第4回市議会定例会において可決された意見書	57
	令和5年第4回市議会定例会において不採択となった陳情	58
<b>議長会報告</b>	令和5年10月～12月	60
<b>地方行財政調査会資料目録</b>	令和5年10月～12月	78
<b>図書室だより</b>	（新規購入図書）	79



特 集

令和5年度 特別委員会行政調査報告

令和5年度の特別委員会の行政調査報告の主な内容を紹介します。

委員会名	期 間	調 査 項 目
桜島爆発対策特別委員会	10/ 4～6	富士山の火山活動対策について（御殿場市）
都市整備対策特別委員会	10/ 18～20	千葉駅西口地区の再開発について（千葉市） 津門川放水路の整備について（西宮市）
鹿児島港本港区のまちづくり に関する調査特別委員会	9/ 27～29	大阪市長居球技場（ヨドコウ桜スタジアム）の管理運営 等について（大阪市） 豊田市豊田スタジアムの管理運営等について（豊田市）

## 桜島爆発対策特別委員会行政調査報告から

### 【御殿場市】 富士山の火山活動対策について

#### 1. 富士山の火山活動について

##### (1) 富士山の概要

富士山（標高3,776m）は静岡県と山梨県の県境にあり、世界でも数少ない玄武岩でできた成層火山で、小御岳火山の麓に約10万年前に誕生し、古富士火山、新富士火山の2世代にわたる噴火活動によって現在のような円錐形を形づくってきた。

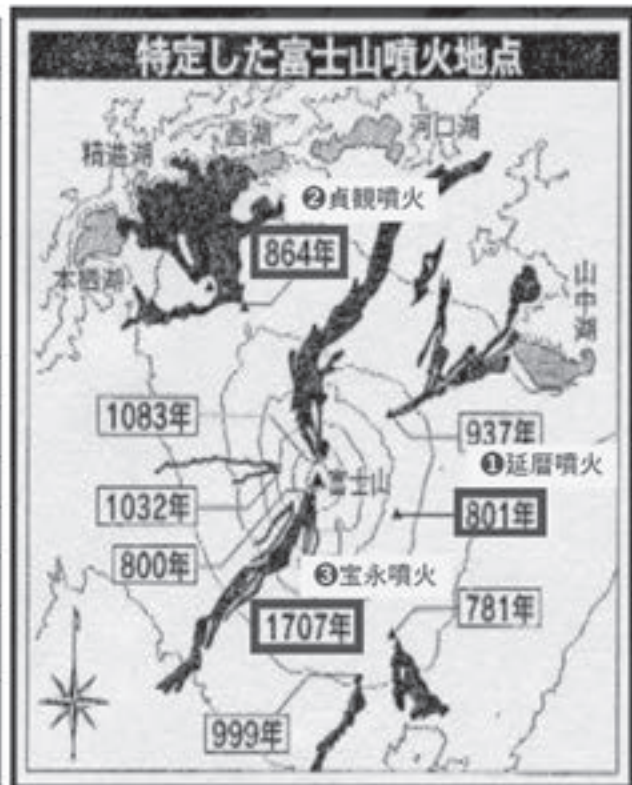


有史以降も、富士山は噴火を繰り返し、山腹や山麓で噴火が起きた際にできた側火山は約100個あり、12世紀中頃までは、常に山頂に噴煙を上げていたとみられている。1707年には、山の南東斜面で大噴火を起こし（宝永噴火）、火山礫や火山灰などの噴出物は、山麓では数mも積もり、その後、偏西風に乗って100km以上離れた房総半島にまで降り注いだとされる。この噴火では、死者の記録はないが、現在の静岡県、神奈川県、東京都では噴出物による農耕地への大きな被害が生じたほか、流出した火山灰による河川氾濫などの二次災害も発生し、長期間、広範囲に影響を及ぼした。

その後は、約300年にわたり大きな噴火のない状態が続いており、現在は噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）となっている。

#### ▲ 富士山の主な噴火（三大噴火）

年代	活動種類	古記録の記載事項
781	噴火	山麓に降灰、木の葉が枯れた(続日本紀)
800 ～ 802	① 延暦噴火	平安時代初期の大噴火 噴火による砕石が足柄路を塞いだため、 箱根路が新設される。(日本紀略)
864 ～ 866	② 貞観噴火	溶岩流が本栖湖とせの海に流れ込んで、 西湖と精進湖ができる(日本三代実録) 1,100年の時を経て青木ヶ原の湖海ができる
937	噴火	溶岩流が未知の湖を埋めた(日本紀略)
1033	噴火	溶岩流が山麓に達した(日本紀略)
1083	噴火	爆発的な噴火が発生(扶桑略記など)
1435	噴火	富士山に姿が見えた(王代記)
1511	噴火	河口湖付近で異様な鳴動を確認(妙法寺記)
1704	鳴動	元禄関東地震の35日後から、4日間に わたって富士山が鳴った(大泉寺文書)
1707	③ 宝永噴火	宝永東海地震の49日後から、2週間に わたって爆発的な噴火が生じた (史料多数)

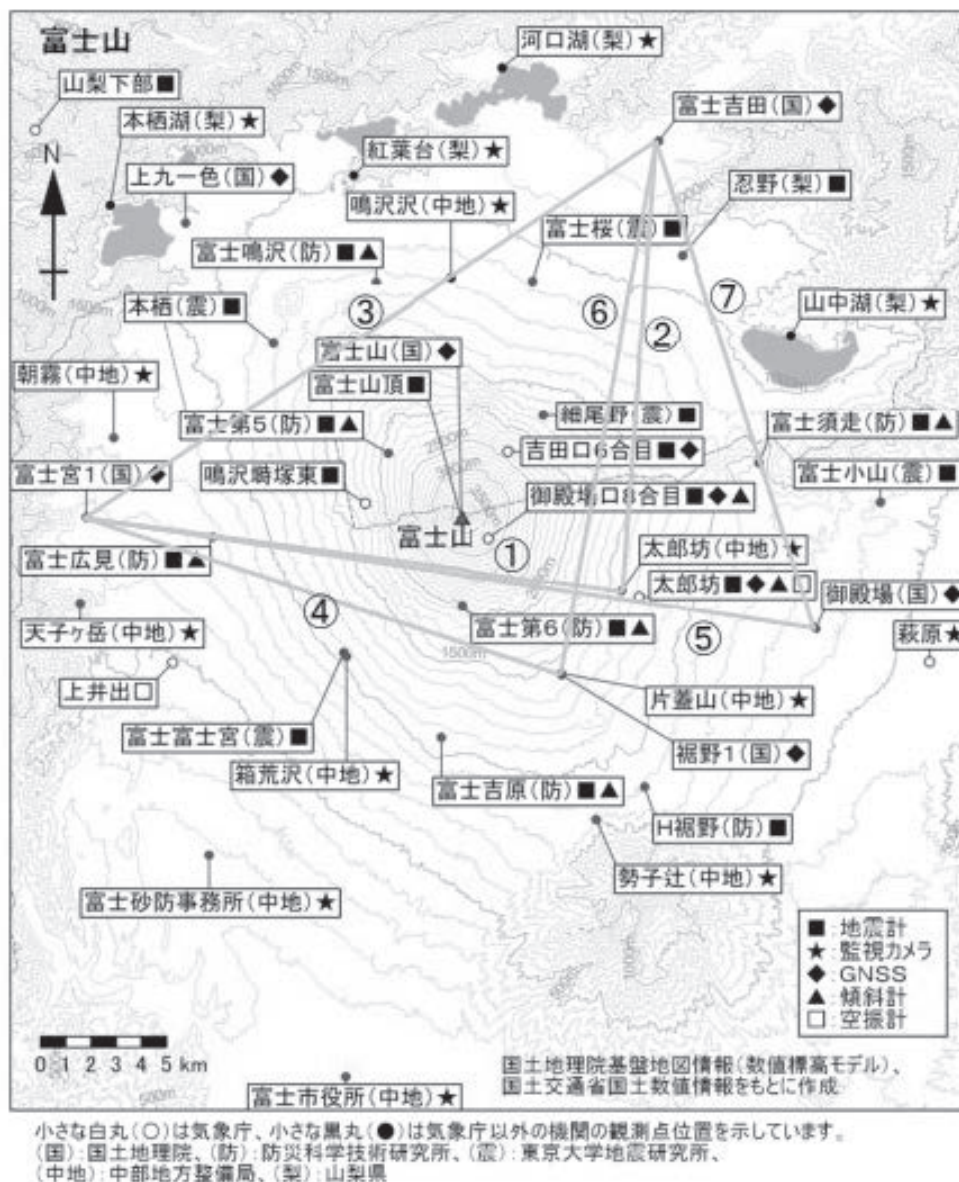


(出典：御殿場市資料)

(2) 観測体制

富士山には、気象庁、国土地理院、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所、中部地方整備局及び山梨県の観測機材が設置されている。気象庁は、富士山の噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するため、地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、監視カメラといった火山観測施設を整備し、関係機関からの観測データの提供も受け、火山監視・警報センターにおいて火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。また、同センターの火山機動観測班が現地に出向いて計画的に機動観測を行っており、火山活動に高まりが見られた場合には、必要に応じて現象をより詳細に把握するために機動的に観測体制を強化している。これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報を発表する。

〔富士山観測点配置図〕【火山活動解説資料】（令和5年11月）



(出典：気象庁HP)

## 2. 富士山火山防災対策協議会について

### (1) 設立の経緯

平成23年12月27日に公表された内閣府の防災基本計画において、避難等の火山防災対策に係る共同検討体制として、火山防災協議会が明確に位置づけられたことから、24年6月8日に富士山火山における3県（山梨県・静岡県・神奈川県）で連携した防災対策（広域避難計画及び訓練計画の策定並びに合同訓練の実施など）を検討するため、国、山梨県・静岡県・神奈川県等の周辺地方公共団体、火山専門家及び関係機関等を構成員として富士山火山防災対策協議会が設立された。その後、28年3月24日に活動火山対策特別措置法が改正された（27年12月10日施行）ことに基づき、富士山火山防災対策協議会が法定協議会に改組された。

協議会の中には、各県コアグループ、三県コアグループ及び各県コア合同幹事会を設置しており、各県コアグループでは各県で検討すべき事項について、構成機関が検討を行い、三県コアグループでは必要に応じて三県の各コアグループが一堂に会して方針の確認や調整を行い、各県コア合同幹事会では、各県グループの幹事が、各グループの検討結果を集約し、調整を行う。

富士山の火山活動が活発化した場合には、住民等の避難が広域に及ぶことから、構成機関が単独で対応するのは困難であり、また、構成機関が連携することなく個別に対応した場合、混乱が生じるおそれがあることから、協議会は、広域的な防災対策の実施にあたり、構成機関が連携し情報共有を図りつつ、火山専門家等の意見を踏まえて、広域避難などの防災対応について合意形成や調整を行うなど、広域的な火山防災対策を講じていく役割を担っている。

○同協議会の構成：国、県（静岡・山梨・神奈川3県）、周辺27市町村、火山専門家など67の機関で構成

富士山火山防災対策協議会 (活動火山対策特別措置法第4条第2項に基づく構成員)			「活動火山対策特別措置法」に基づく、噴火時等の避難等の火山防災対策を共同で検討する体制			
(都) (府) (県) (市) (町) (村)	神奈川県	神奈川県知事	山梨県	山梨県知事	静岡県	静岡県知事
	相模原市長	小田原市長	富士吉田市長	都留市長	静岡市長	沼津市長
	南足柄市長	大井町長	大月市長	上野原市長	三島市長	富士宮市長
	松田町長	山北町長	身延町長	西桂町長	富士市長	御殿場市長
	開成町長		忍野村長	山中湖村長	裾野市長	清水町長
			鳴沢村長	富士河口湖町長	長泉町長	小山町長
	気象庁地震火山部火山監視警報センター所長					
	横浜地方気象台長		甲府地方気象台長		静岡地方気象台長	
	関東地方整備局長			中部地方整備局長		
	陸上自衛隊第1師団長					
神奈川県警本部長		山梨県警本部長		静岡県警本部長		
相模原市消防局長	小田原市消防本部消防長	都留市消防本部消防長	富士五湖広域行政事務組合消防本部消防長	静岡市消防局長	富士宮市消防本部消防長	
		大月市消防本部消防長	峡南広域行政組合消防本部消防長	富士市消防本部消防長	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部消防長	
		上野原市消防本部消防長		駿東伊豆消防本部消防長	富士山南東消防本部消防長	
火山専門家						
教育委員会教育長						
内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)						
環境省関東地方環境事務所 富士箱根伊豆国立公園管理事務所長						
林野庁関東森林管理局計画保全部長						
国土地理院 関東地方測量部長			国土地理院 中部地方測量部長			
中日本高速道路(株) 東京支社長、八王子支社長						
鉄道事業者 伊豆箱根鉄道(株)総務部長、小田急電鉄(株)安全・技術部長、岳南電車(株)鉄道部長代理、東海旅客鉄道(株)安全対策部長、東日本旅客鉄道(株)八王子支社総務部安全企画室長、東日本旅客鉄道(株)横浜支社総務部安全企画室長、富士山麓電気鉄道(株)安全推進室長						

(出典：富士山火山避難基本計画)

### 3. 富士山ハザードマップについて

(1) 富士山ハザードマップ策定の経緯

平成12年10月～13年5月頃

富士山直下で低周波地震が多発

平成13年7月

富士山火山防災協議会及び富士山ハザードマップ検討委員会を設置

(事務局：内閣府・消防庁・国土交通省)

平成16年6月

富士山ハザードマップの策定

#### 【火山活動解説資料】(平成15年3月)

火山活動解説資料(平成15年3月)

#### 長期・月別 地震活動推移 (1995年6月以降の高周波地震・低周波地震の月別回数)

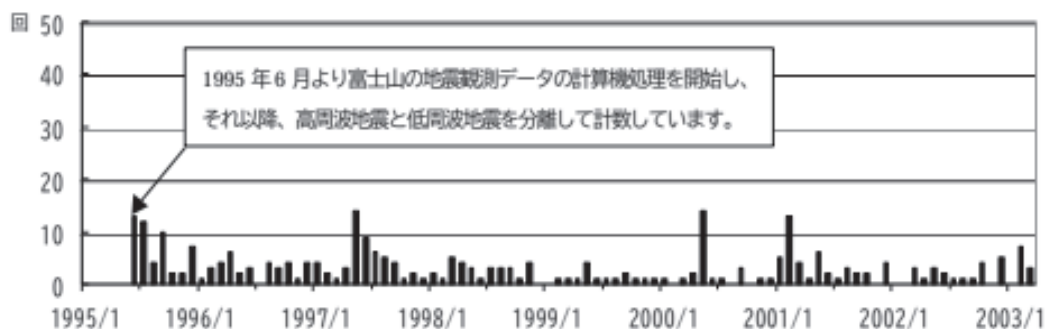


図3 富士山 高周波地震月別回数(1995年6月～2003年3月)

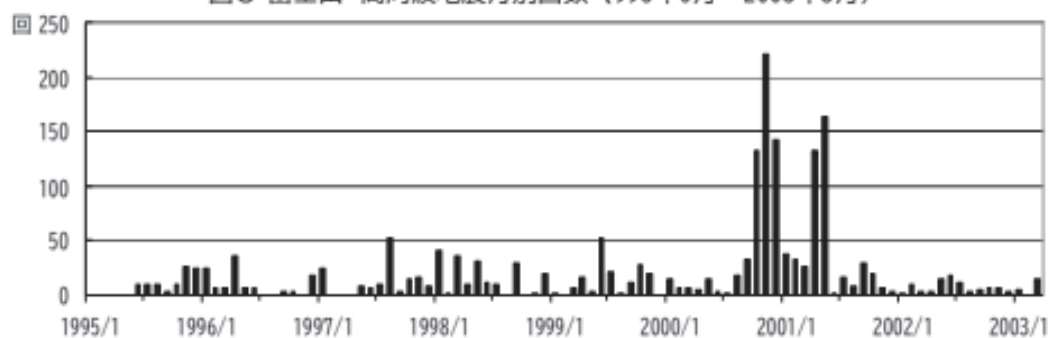


図4 富士山 低周波地震月別回数(1995年6月～2003年3月)

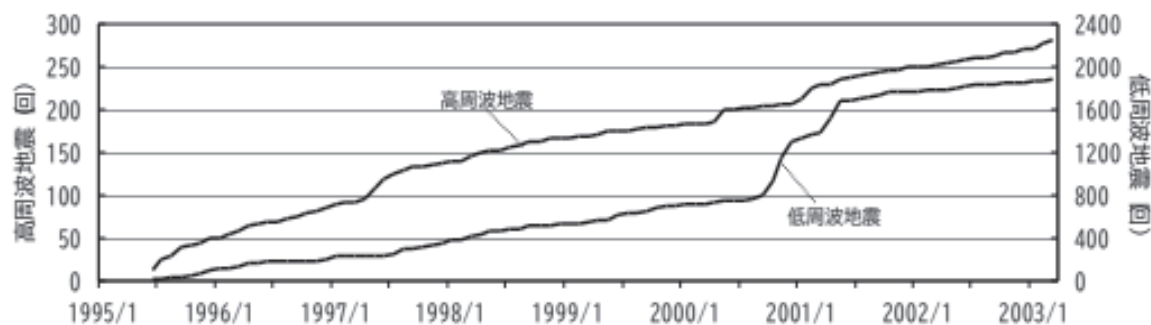


図5 富士山 地震積算回数(1995年6月～2003年3月)

(出典：気象庁HP)



(2) 富士山ハザードマップ改定の経緯

平成16年の富士山ハザードマップの策定後、国や研究機関、火山専門家などによる富士山の地質調査や研究等が進み、これまでの3,200年前から、5,600年前まで遡って噴火実績を調べることが可能となったこと、新たに噴火口跡を発見したこと、貞観噴火（864年）の際には約13億m<sup>3</sup>もの溶岩が流出したことが判明するなど新たな科学的知見が蓄積されたことに加え、噴火シミュレーションの技術も大きく進歩してきたことから、富士山火山防災対策協議会作業部会（平成28年1月～）において、最新の調査研究の状況把握及びハザードマップ改定の必要性について検討した結果、第8回富士山火山防災対策協議会（30年3月）において、30年度から3年間の予定で改定することとした。

その後、協議会作業部会に富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会を設置し、改定作業を進めた結果、第11回富士山火山防災対策協議会（令和3年3月）において、富士山ハザードマップを改定した。

(3) 改定ハザードマップの概要

① ドリルマップ

条件を設定して、大中小252カ所の個々の火口から溶岩流を流出させた場合の到達範囲と時間を示した噴火想定地図。



(出典：御殿場市資料)

② 可能性マップ

大・中・小規模全てのドリルマップを重ね合わせて、噴火規模に関わらず、同一の時間区分内で最も遠くまで到達している地点を結んだ包絡線から作成しており、可能性としてどこまで到達するかを示すもの。



(出典：御殿場市資料)

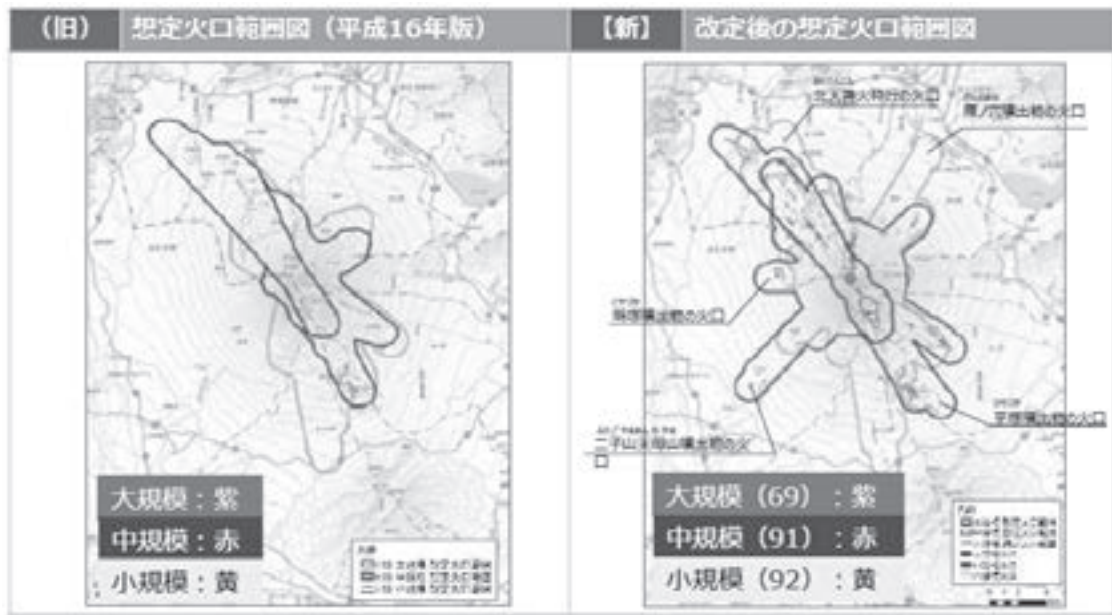
(4) 改定の概要

① 考慮対象とする噴火年代

「3,200年前～現在まで」から、「5,600年前～現在まで」に期間を拡大。

② 噴火の可能性のある想定火口範囲（点）

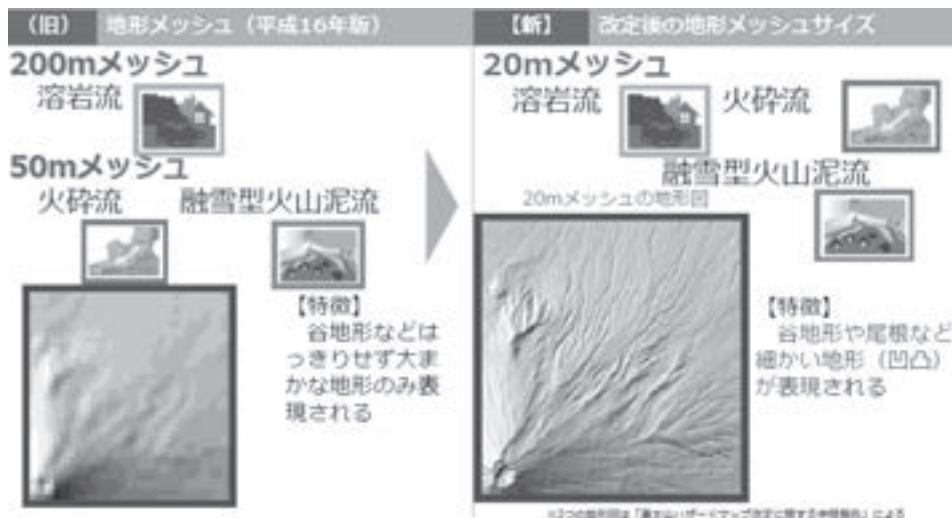
新たに追加された中規模噴火及び小規模噴火の火口及び山頂から半径4 km 以内の全域を想定火口範囲に追加したことに伴い、44カ所から252カ所に想定火口範囲を拡大（富士吉田市及び富士宮市の市街地の近傍に想定火口が設定された）。



(出典：御殿場市資料)

③ 地形メッシュサイズ

微地形や道路盛土などの大きな構造物の影響を反映するためには、より詳細な地形データが必要であり、平成16年当時に比べ、コンピュータ技術が格段に進歩したことから20mメッシュの地形データを採用。



(出典：御殿場市資料)

④ 溶岩流の量

大規模噴火の溶岩噴出量を7億m<sup>3</sup>から13億m<sup>3</sup>に変更。

⑤ 影響関係市町村数

神奈川県を含む7市5町が新たに火山災害警戒地域に加わり、2県15市町村から3県27市町村に拡大。



最新の知見・技術に基づくシミュレーションにより、該当エリアにおいて

①「溶岩流が流れてくる地域」と「流れてこない地域」

②「到達時間が早まり、量が増加、広範囲に影響」

の明確化

#### 4. 富士山火山避難基本計画について

(1) 富士山火山避難基本計画策定の経緯

令和3年3月に策定された新たなハザードマップでは、富士吉田市及び富士宮市の市街地の近傍に想定火口が設定されたことにより、溶岩流が最も早く市街地に到達する予想時間が極めて短くなったほか、被害想定区域が拡大したため、結果として神奈川県を含む7市5町が新たに火山災害警戒地域に加わった。

富士山火山防災対策協議会は、新たな被害想定に対応するため、旧計画である富士山火山広域避難計画を富士山火山避難基本計画と改称した上で改定することとし、3年度に富士山火山広域避難計画検討委員会を設置。「安全に避難できる可能性を最大化」を基本指針として改定作業を開始し、5年3月に同計画を策定、公表した。

(2) 計画改定の基本方針

同計画は、噴火現象の特性に応じた避難対策や避難先を隣接地域とし、不確実性の高い火山災害においても、可能な限り地域社会の経済活動を維持できるよう配慮することとし、「いのちを守る避難を最優先に、くらしを守る避難についても最大限配慮」を基本的な考え方として基本となる避難方針をまとめている。

#### <計画改定の基本方針>

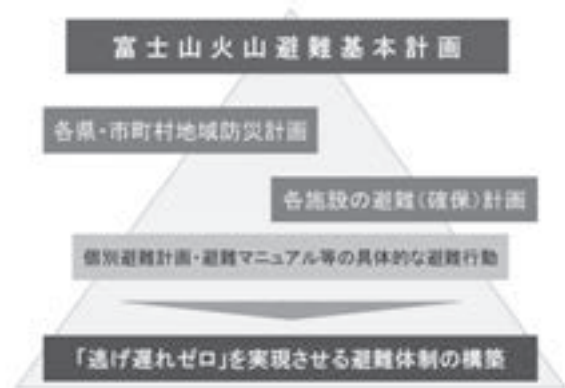
**いのちを守る** ための避難を最優先し、

**くらしを守る** ための避難についても可能な限り配慮する。

(地域経済への影響、住民の通勤・通学等)

(3) 計画の位置づけ

火山災害は、山体からの距離等に応じて到達する現象や到達時期が異なることから、画一的な対応では、実効性の高い避難体制の構築は困難である。そのため、新計画では基本的な指針を示し、今後、各自治体はその指針を基に計画を策定する。



(4) 旧計画からの主な改正点

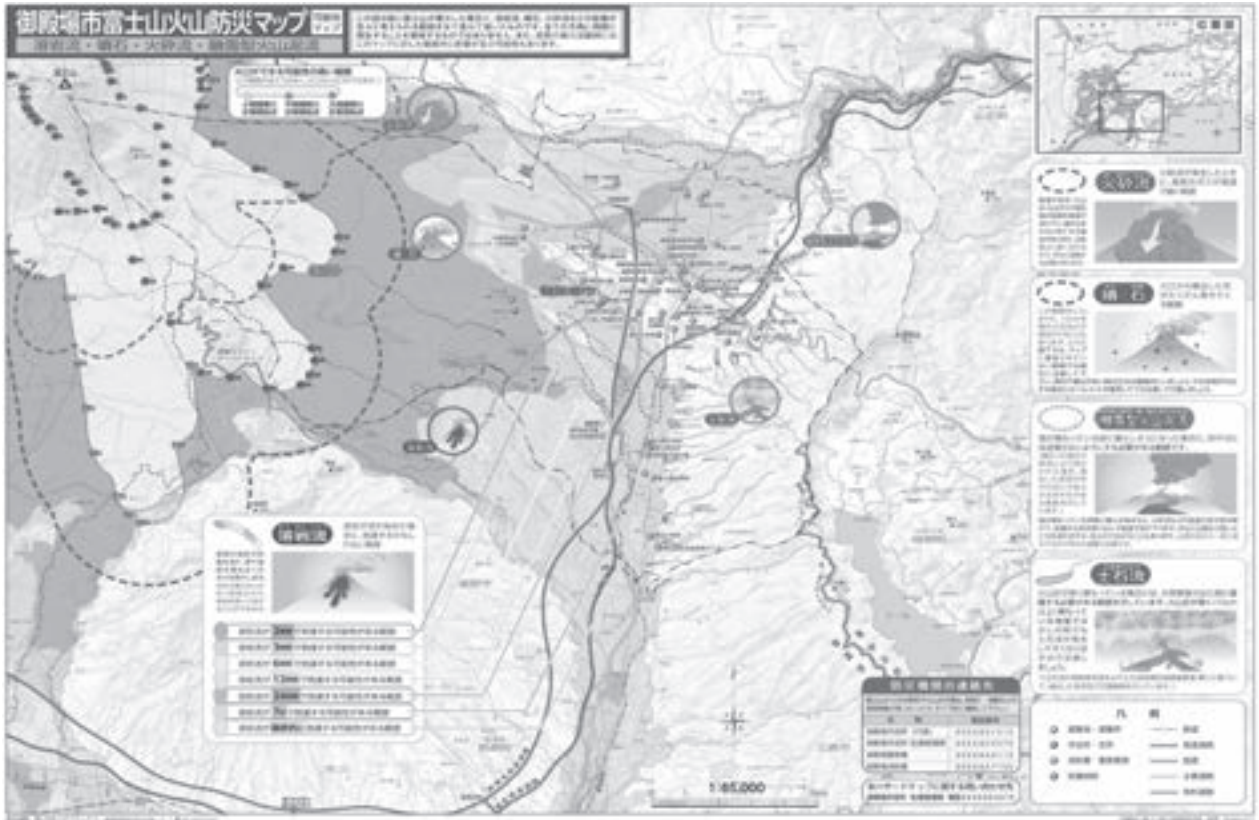
No.	項目	内容
1	不確実性を踏まえた避難対策	火山災害は、予兆の発生から噴火までが長期間にわたる場合や、結果的に噴火に至らない場合も想定されるなど、大きな不確実性を有している。これらを考慮し、いのちを守ることを最優先しながら、くらしを守る避難にも最大限配慮した。
2	計画の位置づけ及び名称の変更	火山災害は、山体からの距離等に応じて到達する現象や到達時期が異なり、富士山の火山災害警戒区域内（3県27市町村）で画一的な対応では、実効性の高い避難体制の構築は困難であるため、新計画では基本的な指針を示し、名称を富士山火山避難基本計画に変更した。
3	噴火現象の特性に基づく避難対策	関係団体が、地域特性を考慮した避難体制を定める際の参考となるよう噴火現象の特性を整理し、発生から避難までの時間的猶予がなく、生命への危険性が高い現象の影響範囲からは噴火前の避難を採用した。
4	避難対象エリアの区分の見直し	これまで5区分であった避難対象エリアを6区分とし、これまで以上に効果的な避難体制の構築を推進することとした。
5	移動手段・避難開始時期の見直し	全住民が一斉に車両で避難を開始した場合、深刻な渋滞の発生が懸念されるため、限られた地域資源である道路を避難行動要支援者が優先的に使用できるよう配慮し、観光客等についても、避難行動要支援者の避難と重ならないよう避難（帰宅）時期を設定した。
6	噴火シナリオの作成	平時から噴火開始、噴火活動の終息まで、段階に応じた対応が共有できるよう基本的な噴火シナリオを整理した。 また、住民避難対策の参考とするため、噴火警戒レベルに応じた避難対応及び社会で起こりうる事象を中心にまとめた。
7	避難先の見直し	噴火現象の到達が想定されない地域（避難対象エリアの外側）まで避難することとしていたが、ハザードマップが精緻化されたことや、暮らしを守る観点から隣接市町村への避難も採用することとした。

No.	項目	内容
8	移動手段の見直し	一般住民にあっては噴火後の避難を原則とした溶岩流は、市街地では「流下速度が低下すること」、「流下範囲から数百m～数km離れば足りること」から自家用車ではなく、徒歩により避難することとした。なお、避難行動要支援者は車両による避難とする。
9	降灰からの避難について	大規模な降灰が生じる噴火は、その発生後に判明するもので、事前に察知することは困難であり、避難（移動）中に大規模な降灰が生じると身動きが取れなくなる可能性があるため、自宅または近隣の堅牢な建物内での屋内退避を原則とした。
10	噴火前の自主的な分散避難について	噴火警戒レベル1～3までの間で、避難指示の発令前に避難者自身が選定する場所へ自主的な避難を行うことを呼びかけることとした。なお、この段階での避難は地域に関わらず自家用車での移動が可能。
11	情報共有の迅速化	対面形式の会議のみだけでなく、オンライン会議を活用し、迅速な情報共有を図ることとした。
12	避難行動要支援者等関連施設の避難対策	避難行動要支援者関連施設の施設管理者が、避難（確保）計画を定める上で、検討すべき共通の項目を定めた。
13	児童生徒等の避難対策	富士山ハザードマップの改定に伴い、影響範囲が市街地方面に大きく広がったことから、幼稚園・保育園・学校における避難対策を新たに設けた。
14	観光客等に対する帰宅の呼びかけ	観光客・登山者は、避難ではなく「帰宅」と整理し、住民の避難時期と重複しないよう避難開始時期を見直した。五合目から上の登山者に対しては「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された時点で下山指示を、第4次避難対象エリアから内側に滞在する観光客に対しては噴火警戒レベルが3に引き上げられるまでに帰宅を促すこととした。
15	普及啓発	計画を実現させるには、行政機関のみならず住民の理解と協力が不可欠である。各地域の特性を考慮した計画を策定し住民や関係機関に周知するとともに対話等を通じて理解を深めることが重要である。富士山の特性を知り、富士山がつくった地形や造形に親しみ緊急時には自主的な避難行動がとれるよう地域防災力の向上を図ることとした。

## 5. 御殿場市における富士山火山防災の主な取り組みについて

### (1) 御殿場市富士山火山防災マップ

御殿場市では、富士山火山防災対策協議会が策定した富士山ハザードマップ（令和3年3月）に基づき、市独自に「御殿場市富士山火山防災マップ」を作成（5万部）し、市内全世帯に配布している。（4年2月23日「富士山の日」に配布）



(出典：御殿場市HP)

(2) 近隣市町の相互支援

- ① 駿東二市一町災害対策協議会（御殿場市・裾野市・小山町）
- ② 富士山ネットワーク会議（富士市・富士宮市・御殿場市・裾野市・小山町）
- ③ 災害時等の相互応援に関する協定（御殿場市・箱根町（神奈川県））



(出典：御殿場市資料)

## 都市整備対策特別委員会行政調査報告から

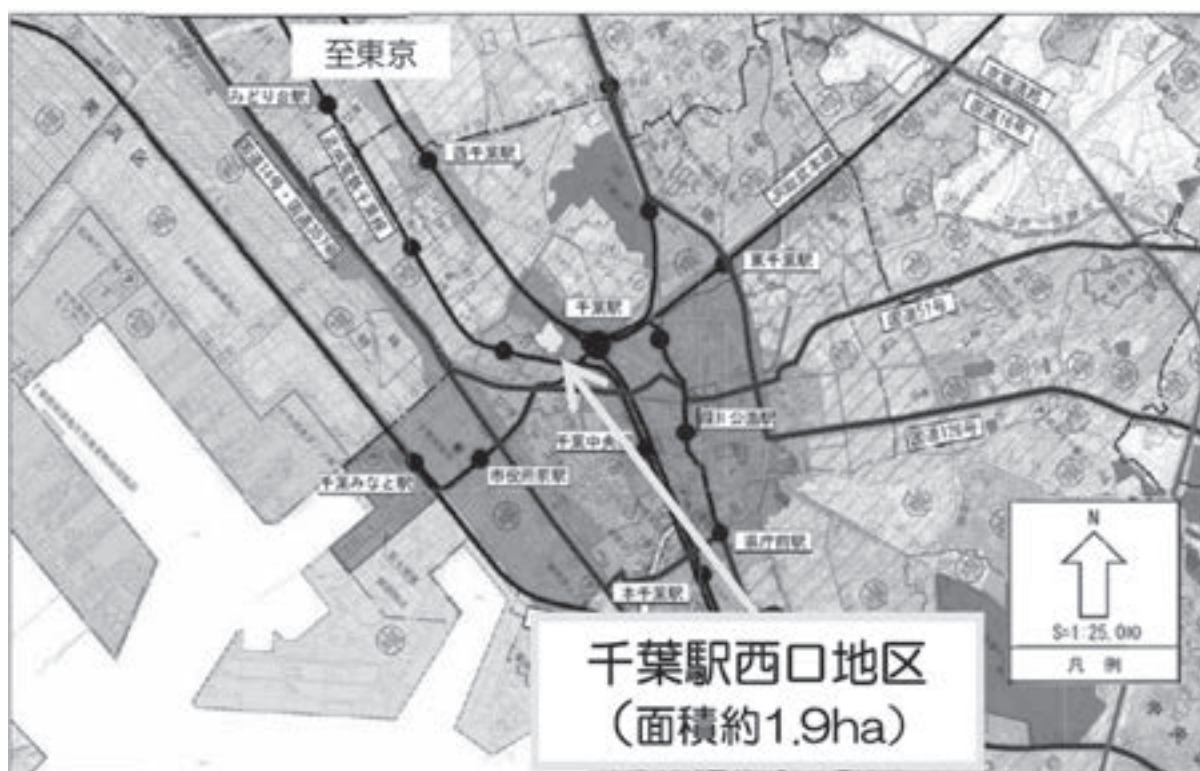
### 【千葉市】 千葉駅西口地区の再開発について

#### 1. 千葉駅西口地区の再開発に係る概要

本地区は、千葉市の都心の一翼を担う地区として、更には臨海地区への玄関口としての位置にある。このため駅前広場等公共施設整備とともに施設建築敷地及び施設建築物を整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、千葉駅西口駅前地区にふさわしい市街地の形成を図ることを目的に、本地区の再開発が行われた。

JR千葉駅東口に集中している交通機能の分散と併せ、道路、駅前広場、西口地区自由通路、店舗・事務所・ホテル等が入居するビル等を総合的に整備する千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業は、平成2年度に事業を開始した。その後、平成25年9月にA工区再開発ビルが、令和2年4月にB工区再開発ビルが完成し、令和3年度に足かけ30年にわたる再開発事業が完了した。

<千葉駅西口地区の位置>



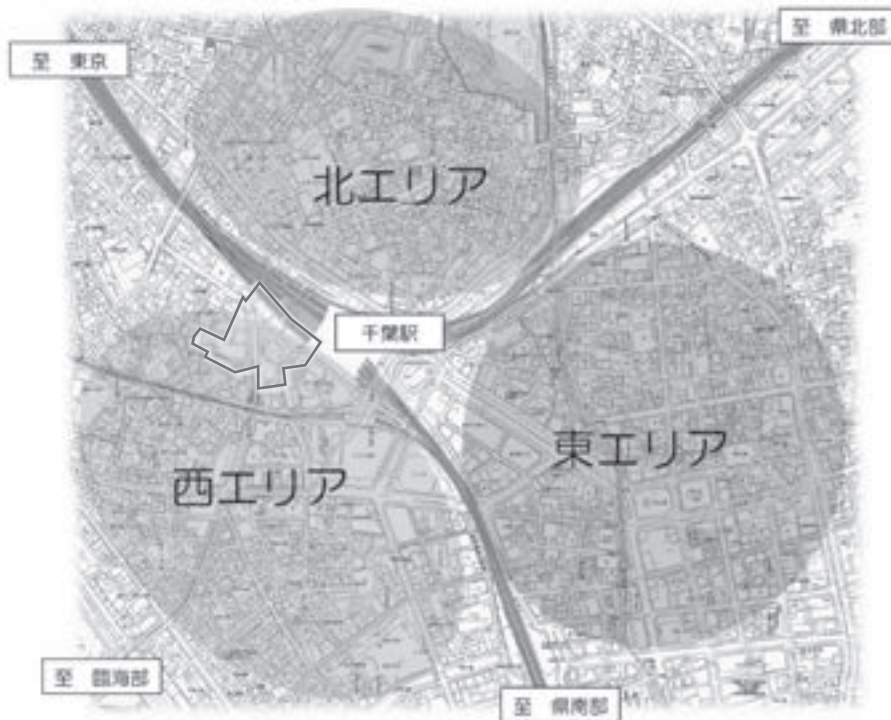
- バブル期に計画された事業であったが、バブル崩壊後も大きなビジョンの変更は行わずに、市が主体となり事業を完了させた。
- 駅前広場の開発において、民間施工では採算が取れないことから、当初から民間施工を行う考えはなく、市が主体となって行う予定としていた。
- 当時、千葉駅の東エリアにはバスの発着場所が存在していたが、人口の増加に対応できておらず、既にキャパオーバーの状態であったことから、それらに対応する必要があった。

<当時の千葉駅西口地区の様子>

### 事業開始前の状況



<千葉駅周辺エリア>





(1) 事業内容

事業名：千葉都市計画事業千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業

施工者：千葉市

所在地：千葉市中央区新千葉1丁目、新千葉2丁目の各一部の地域

区域面積：約1.9ha

(A工区：約1.3ha, B工区：約0.6ha)

総事業費：641億円 (A工区：約452億円, B工区：約189億円)

事業期間：平成2年度から令和2年度

事業種別：第二種市街地再開発事業

都市計画決定：昭和63年2月2日

事業計画決定：平成2年6月1日

整備内容：(A工区)

WESTRIO1 (旧A2棟)：低層部は店舗, 高層部はホテル

WESTRIO2 (旧A3棟)：低層部は店舗, 高層部は事務所

WESTRIO3 (旧A1棟)：低層部は店舗, 高層部は事務所

駅前広場

ペDESTリアンデッキ など

(B工区)

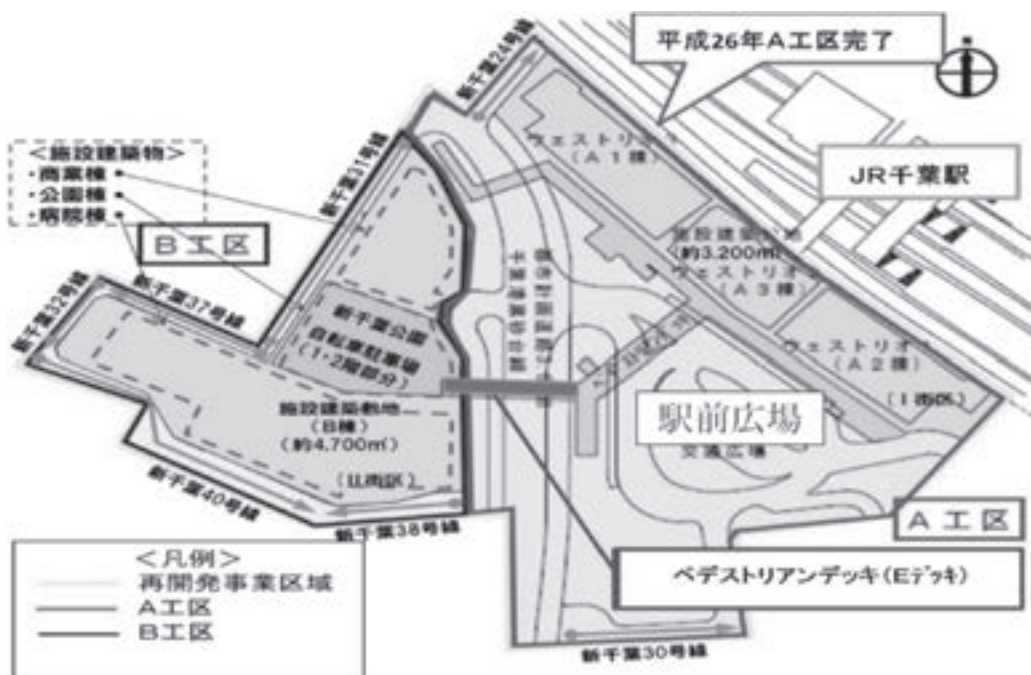
WESTGATE CHIBA (病院棟, 商業棟, 公園棟)

病院棟：三愛記念病院

商業棟：調剤薬局, 保育園, 賃貸住宅

公園棟：公共駐輪場, 新千葉公園など

(2) 区域



(3) A工区の詳細な事業内容（約1.3ha）

- ① 再開発ビル3棟（ウエストリオ）
- ② 公共施設
  - ・都市計画道路千葉港黒砂台線（L = 170m）
  - ・駅前広場（6,280㎡）
  - ・ペDESTリアンデッキ



③再開発ビルの概要

A1棟	敷地面積：約1,260㎡	建築面積：約1,020㎡
	延床面積：約10,550㎡	階数：地下1階・地上11階
	主要用途：店舗、事務所、駐車施設	
A2棟	敷地面積：約1,120㎡	建築面積：約990㎡
	延床面積：約8,990㎡	階数：地下1階・地上13階
	主要用途：店舗・ホテル	
A3棟	敷地面積：約790㎡	建築面積：約650㎡
	延床面積：約6,050㎡	階数：地上11階
	主要用途：店舗・事務所	

(4) B工区の詳細な事業内容（約0.6ha）

- ① 再開発ビル3棟（ウエストゲート）
- ② 公共施設
  - ・新千葉公園（約0.1ha）
  - ・公共駐輪場（6,300㎡）
  - ・区画道路（L = 260m）
  - ・ペDESTリアンデッキ



③ 再開発ビルの概要

B1棟 (商業棟)	敷地面積 約890㎡	建築面積 約730㎡
	延床面積 約8,170㎡	階数：地上15階
	主要用途：商業等・住宅	
B2棟 (公園棟)	敷地面積 約1,090㎡	建築面積 約910㎡
	延床面積 約1,510㎡	階数：地上3階
	主要用途：公共施設、店舗	
B3棟 (病院棟)	敷地面積 約2,720㎡	建築面積 約1,830㎡
	延床面積 約13,560㎡	階数：地上9階
	主要用途：医療施設	

(5) 都市計画決定から事業完了までの経過

昭和63年	都市計画決定
平成2年	事業着手
平成3～5年	保留床取得予定者選定⇒辞退
平成8年	事業計画変更（第1回）7年間延伸
平成15年	事業計画変更（第2回）7年間延伸
平成17年	A工区 事業協力者決定
平成22年	A工区 特定建築者決定
平成23年	A工区 再開発ビル工事着手
平成25年	A工区 再開発ビル完成
平成26年	駅前広場・主要道路完成・A工区完了 B工区 事業協力者決定
平成30年	B工区 特定建築者決定, 再開発ビル工事着手
令和2年	B工区 再開発ビル完成
令和3年	事業完了

2. 千葉駅周辺の活性化グランドデザイン

千葉駅周辺の活性化グランドデザイン（平成28年策定、令和2年改定）を策定し、駅周辺の魅力を高める都市機能の整備のため、駅周辺全体の方向性を定めた。

- (1) 千葉県内での求心力のあるまち
- (2) 働く人、学ぶ人、住む人、観光客など、多様な人々が集まりにぎわうまち
- (3) エリア間における機能分担・連携による多様な魅力のあるまち

<西エリア>

安心の生活を支援するまちづくり

- (1) 臨港プロムナード沿いににぎわい機能を誘導する。
- (2) 西口地区再開発事業や新千葉2・3地区再開発事業などの高度利用と、医療・健康づくり・保育・地域コミュニティなどの機能の導入により、質の高い居住機能の導入を図る。
- (3) 駅からのほどよい距離感を活かした多様な住まい方の選択と、戸建て住宅から共同住宅への更新なども見据えた居住機能を導入する。
- (4) 駅の開業に伴う歩行環境・回遊性の充実を図る。



<北エリア>

公園や文教施設を活かしたまちづくり

- (1) 千葉公園の再整備などに関連した公共施設などを再編・再配置する。
- (2) 駅前の高度利用を促進し、生活便利施設、居住施設及びこれらの複合施設などを集積する。
- (3) 駅前高度利用エリアの周辺地域においても現在の良好な環境を保ちつつ、より便利に住みやすくすることで、居住機能を集積する。

<東エリア>

多様な人が集いにぎわうまちづくり

- (1) 駅至近区域に駅前業務・商業コアを形成することで恒常的なにぎわいを創出する。
- (2) 歴史・文化などを感じさせるまちづくりにより、観光資源を効果的に発信する。
- (3) にぎわいを発信する広場機能を導入し、周辺地域へのにぎわいを波及させる。
- (4) 商業施設の中高層部に居住機能を導入した複合居住施設の導入を促進する。
- (5) 商店街など、通りごとの特色の有効活用を図る。

<駅周辺共通>

多様な魅力あるまちづくり

- (1) 歴史、文化、文教、公共施設などの連携による回遊性の強化を図る。
- (2) 都心居住の推進によるにぎわいの創出を図る。
- (3) ウォーカブル推進による「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出を図る。
- (4) まちなかりノベーション推進による既存ストックの活用を図る。

<駅前業務・商業コア>

- (1) 百貨店や駅ビル、商店街の整備等からなる面的な駅前拠点を形成する。

- (2) 建物更新に併せたビルの共同化などにより，県の核となる業務・商業機能の集積・強化を図る。
- (3) 駅ビルから人の流れを引き込み，恒常的なにぎわいを創出する。
- (4) ウォークアブル推進により，歩行者中心の空間を強化（歩車分離の促進等）する。

### 3. 整備効果と今後の課題

#### (1) 整備効果

##### ① 駅前広場の整備

駅前広場を整備したことで，駅東口に集中していた交通機能を分散することができた。

##### ② アクセス性の向上

京成線を立体交差化したことで臨海部とのアクセス性が強化された。

##### ③ 利便性及び回遊性の向上

多様な機能を有する再開発ビルと千葉駅をデッキ接続することで，駅周辺の利便性や回遊性が向上した。

##### ④ 雇用創出及び経済効果

土地の高度利用により，ホテル，飲食店，事務所，病院など多様な機能が進出し，新たな雇用の創出や経済効果があった。

##### ⑤ 周辺の再開発の促進

インフラ整備により，隣接街区で別の再開発事業が着手された。

##### ⑥ 地価の上昇

西口再開発地区内は路線価の上昇率が1.33以上となっており，周辺エリアより高い地価上昇率となった。

##### ⑦ 民間主導によるまちづくりの展開

再開発ビルのテナントと市が連携し，再開発ビルや駅前広場などを利活用したマルシェ等を始めたことを機に，イベントが開催されるなど，民間主導でのまちづくりが開始された。

#### (2) 今後の課題

##### ① 高額テナント賃料

##### ② 新たな魅力や価値の創造

再開発事業の長期化や従前と大きく土地利用が変化したことで，事業前にあったまちの特色やコミュニティが事業後に引き継がれていないことから，新たにまちに加わった事業者などと連携して，新たな魅力や価値を創造していく必要がある。

【西宮市】 津門川放水路の整備について

1. 津門川の概要

(1) 流域の概要

東川水系の津門川は、西宮市内中央部を南北に貫流して東川に合流する延長約3.5kmの二級河川であり、川の周辺は阪急西宮北口駅をはじめ、高度な都市機能が集積し、JR神戸線や国道2号、171号等の阪神間を結ぶ重要な交通網が東西に横切っている。

しかし、この地域は以前から豪雨による浸水被害が度々発生し、近年においても平成11年、25年に川の上流部で床上浸水等の被害が発生していることから、周辺住民の命や暮らし、経済活動等への被害を軽減する対策が求められていた。これまで都市小河川改修事業による改修が進められていたものの、年超過確率1/5規模（※）の降雨にしか対応できていない状況である。

※年超過確率1/5とは、毎年、1年間にその規模を超える現象の発生確率が1/5ということであり、5年に1度の確率であることを意味する。



津門川

<津門川>

○河川名

二級河川東川水系津門川

○延長

約3.5km

○整備状況

都市小河川改修事業により、年超過確率1/5規模の降雨に対応済み  
(S55～H8)

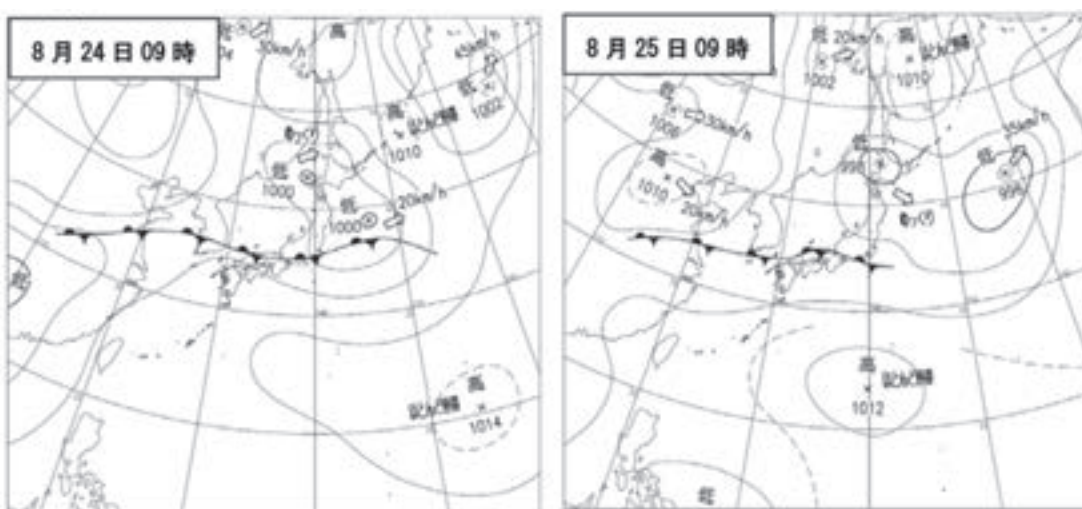
(2) 過去の主要な大雨・台風災害の履歴（西宮市における状況）

① 平成11年9月17日（豪雨）

平成11年9月に発生した豪雨は、道路の冠水の延長が11.6kmにも及び、地下への浸水24カ所、道路の損傷3カ所、一時通行止め5カ所、河川護岸の損壊6カ所のほか、断水や停電なども数多く発生する被害をもたらした。

② 平成25年8月25日（豪雨）

平成25年8月24日から25日にかけて、西日本をゆっくり南下した前線に向かって南海上の暖かく湿った空気が西日本に流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、兵庫県では阪神地域を中心に激しい雷雨となった。この大雨の影響で阪神地域を中心に床上浸水16棟、床下浸水72棟、道路冠水など多数の被害が発生した。



西宮市においては、市設置の雨量計によると時間雨量82mmを観測しており、アメダスの西宮地点では、25日の9時から11時までの2時間に98.5mmの降水量を観測している。この雨量は本市の8・6水害時における雨量に匹敵するものであり、床上浸水17件、床下浸水68件に加え、道路冠水等の様々な被害が報告されている。



当時は、道路冠水等も含めると200件を超える通報が市民等からあり、後に被害状況を調査した結果、浸水被害箇所の大半は、道路面とフラットな敷地、半地下式の駐車場や機械式の駐車場であった。

<当時の被害状況>

① 能登町（国道171号付近 今津西線交差点）



②-1 北口町（市道 北口線アンダーパス）



②-2 北口町（北口線アンダーパス内部）



## 2. 西宮市の関わり

(1) 要望活動について

- ① 兵庫県に対する要望書・・・8月
- ② 兵庫県・西宮市事業調整会議・・・7月～8月
- ③ 東京要望（国会議員・各省庁）・・・8月、11月



(2) 事業着手までの経過

時期	項目
平成20年1月	「河川整備基本方針」策定
平成20年7月	「河川整備計画」策定 ※地下貯留管が位置づけられる
平成25年8月	集中豪雨が発生
平成25年10月	兵庫県西宮土木河川砂防課に事業要望
平成25年11月	県庁河川整備課へ事業要望
平成26年度	社会基盤整備プログラム（平成26年度～35年度）前期着手に位置づけられる
平成28年度	予備設計
平成29年度	事業着手

3. 地下貯留管整備事業（津門川放水路）

(1) 事業の概要

新たな整備事業において、現在の津門川地下空間に内径4.9mの地下貯留管を1.7kmにわたり整備し、川の上流部に流入施設を設けることで、豪雨による浸水被害を回避または軽減することを目指しており、将来的には地下貯留管を大阪湾まで延伸し、約3.8kmの地下河川として運用することを目標としている。

(2) 計画の内容

事業名：二級河川 東川水系津門川地下貯留管整備事業

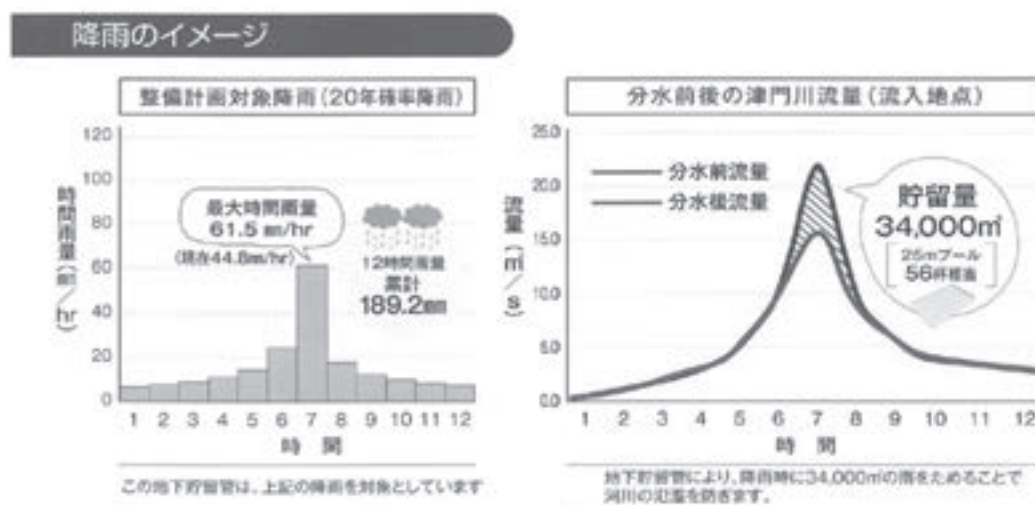
事業期間：平成29年度～令和8年度

工期：令和2年10月9日～令和7年9月30日

貯留量：34,000m<sup>3</sup>（25mプール約56杯相当）

整備計画対象降雨：20年確率降雨

（12時間雨量累計189.2mm，最大時間雨量61.5mm）



発注者：兵庫県阪神南県民センター 西宮土木事務所 河川砂防課

施工者：大豊・ソネック・田村特別共同企業体

区間延長：約1.7km

貯留管：内径4.9m

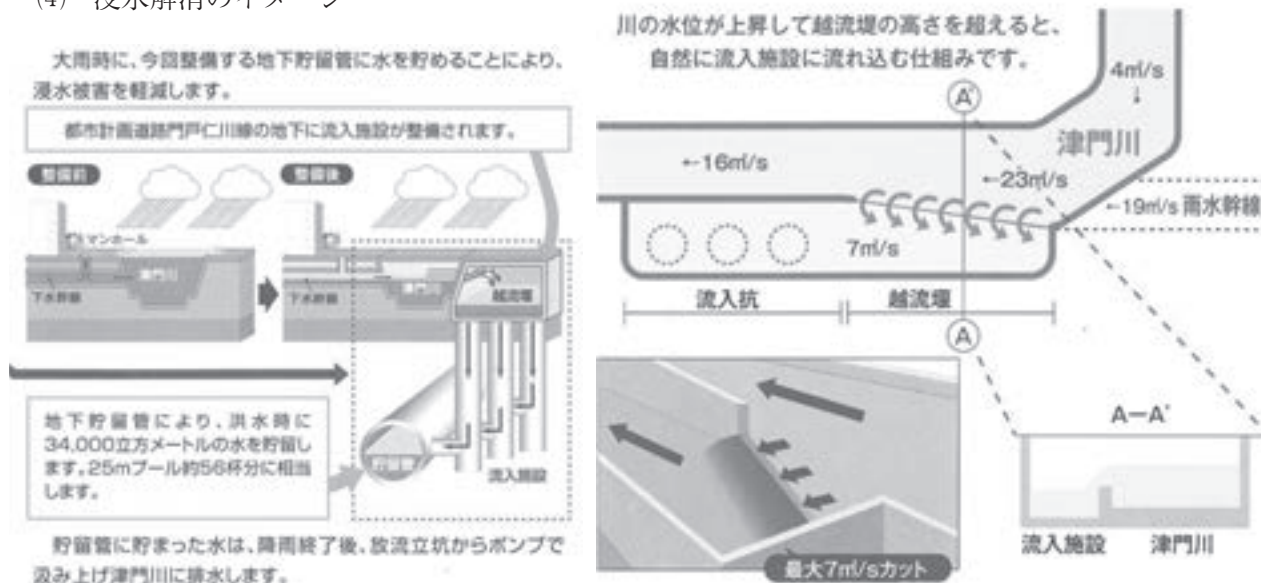
放流立坑：内径13m、深さ41m



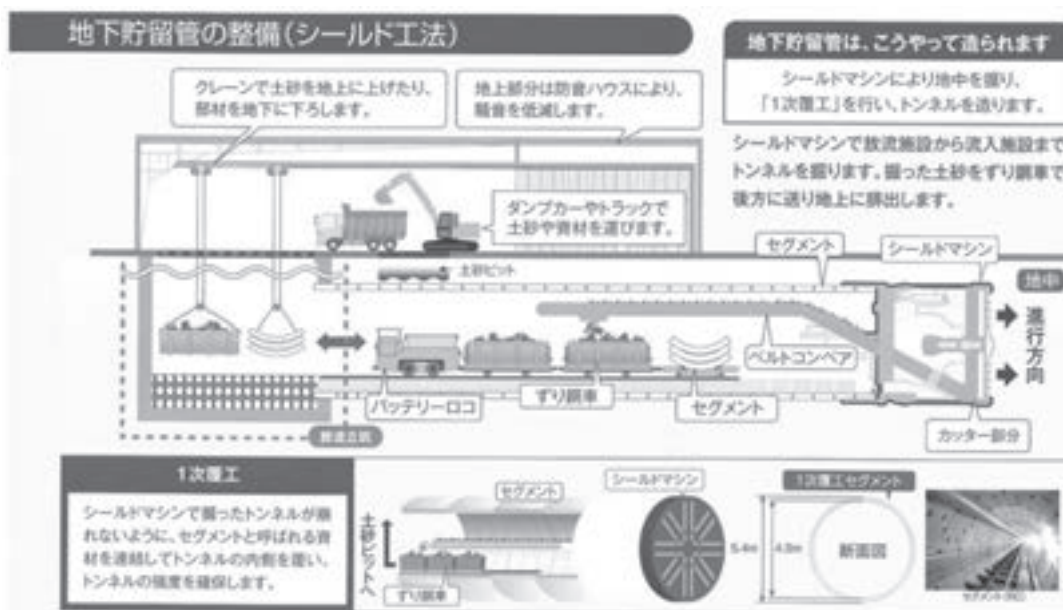
(3) 完成後のイメージ



(4) 浸水解消のイメージ



(5) 地下貯留管の整備方法（シールド工法）



4. 今後の課題

(1) 津門川地下河川（将来計画）の早期実現

現在、地下貯留管1.7kmの工事は順次進んでいるものの、その地下貯留管を大阪湾まで延伸し、約3.8kmの地下河川（トンネル）とするには、用地買収や工事費用などのクリアすべき問題が多数存在していることから、地下河川の計画については現状白紙となっている。

(2) 西宮市内の各種施設における治水対策の推進

市計画降雨の基準を時間雨量46.8mmの6年確率降雨から、時間雨量55mmの10年確率降雨に引き上げ、まち全体として治水能力の向上に努める必要がある。

鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会行政調査報告から

【大阪市】 大阪市長居球技場（ヨドコウ桜スタジアム）の管理運営等について

1. 整備の背景や経緯

大阪市長居球技場（ヨドコウ桜スタジアム）は、昭和62年、野球場以外で、日本で初めての人工芝の大規模球技場として完成した。

セレッソ大阪の所有者である民間事業者が、施設整備費の寄附を募る募金団体を設立し、令和元年から3年まで当該団体が主体となり既存施設を増改築した。

改修後、3年4月に改修部分を大阪市に寄附し、一般社団法人セレッソ大阪スポーツクラブが指定管理者となり、33年度まで30年にわたり施設を管理・運営することとなっている。

(1) 改修の経緯

[平成22年の状況]



[平成26年の状況]



平成22年は、ホームサポーター席を新設。また、この時点では、写真下側がバックスタンド（ひな壇型のコンクリートの階段席）となっている。

平成26年には、ホームサポーター席を増設したほか、アウェイサポーター席に座席を設置。

令和3年の改修により、従来のバックスタンドを撤去し、メインスタンド（2階と4階の2層式）を新設するとともに、従来のメインスタンドをバックスタンドとしたほか、ホームサポーター席に屋根を設置し、ホーム・アウェイサポーター席ともに増設。

座席数は、平成22年と令和3年を比較すると、約15,000席から約24,500席に増加した。

[令和3年の状況]



(出典：ヨドコウ桜スタジアム資料)

## 2. 施設の概要や特徴

### (1) 施設の概要

大阪市長居球技場（ヨドコウ桜スタジアム）は、JR阪和線「鶴ヶ丘駅」から徒歩2分、地下鉄御堂筋線「長居駅」から徒歩7分で、長居公園内にある。

Jリーグ「セレッソ大阪」のホームスタジアムとなっており、1年を通してサッカーやアメリカンフットボール、ラグビーなどの試合が行われ、多くの観客でにぎわっている。

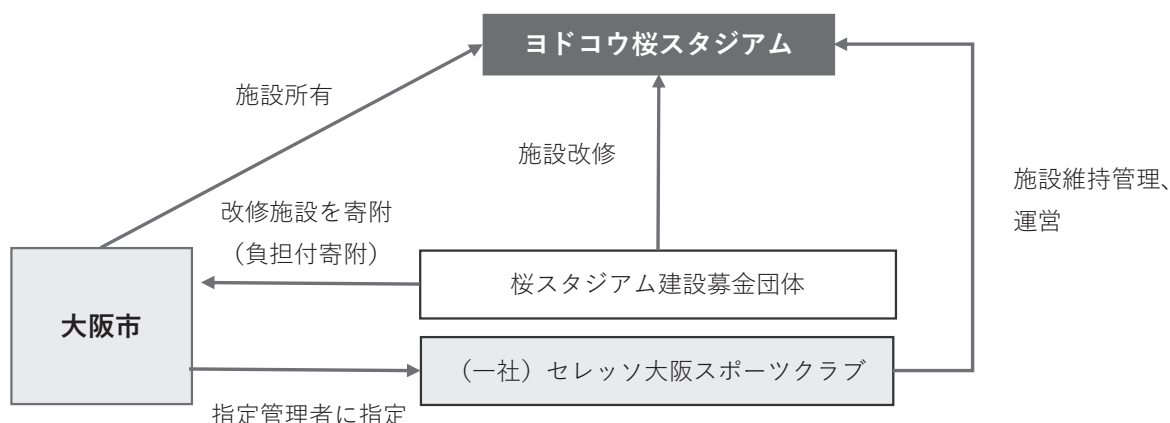


(出典：ヨドコウ桜スタジアムパンフレット)

- ① 敷地面積：約657,000㎡（長居公園全体）、延床面積：約31,166㎡  
※天然芝部分：117m×76.1m／人工芝部分：73m×16.5m
- ② 階 層：地上5階
- ③ 構 造：鉄筋コンクリート造
- ④ 所 有 者：大阪市（土地、建物）
- ⑤ 改修期間：平成31年3月～令和3年4月（2年1カ月）
- ⑥ 事業主体：桜スタジアム建設募金団体、一般社団法人セレッソ大阪スポーツクラブ
- ⑦ 改 修 費：非公表
- ⑧ 座 席 数：24,525席

スタンド	座席数
メインスタンド	6,678席
バックスタンド	10,923席
ホームゴール裏スタンド（北側）	3,984席
アウェイゴール裏スタンド（南側）	2,832席
記者席	108席
合計	24,525席

### ⑨ 改修のスキーム図



(2) 施設の特徴

① 地域の“にぎわい拠点”

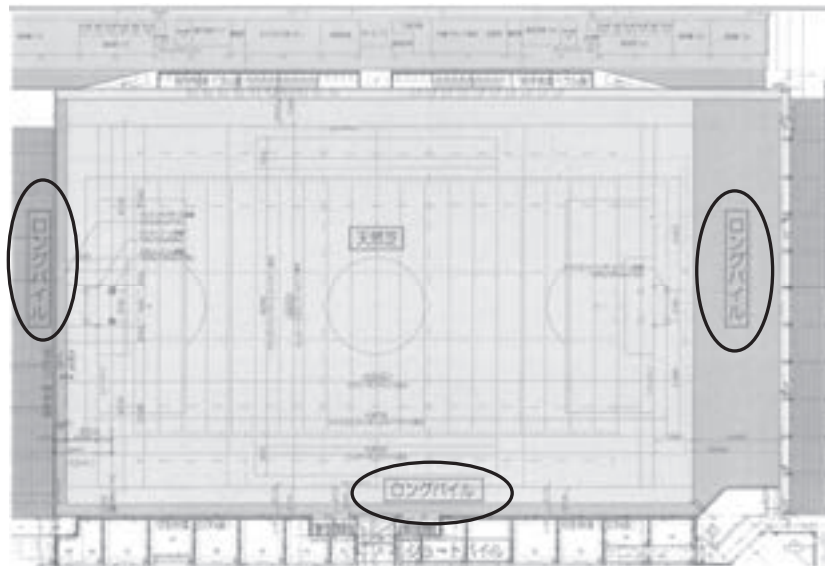
大阪市長居球技場（ヨドコウ桜スタジアム）は、「働く」、「学ぶ」、「運動する」、「楽しむ」を実現できる場所となっており、コワーキングスペース、「桜カレッジ（各種カルチャー教室）」、各種スクール、イベントなどを通じて様々な人々が集う“にぎわい拠点”となっている。

② 臨場感あふれる球技専用スタジアム

競技者と観客に一体感が生まれる臨場感あふれるスタジアムで、美しい天然芝のフィールドが印象的となっている。客席からはグラウンドが非常に近く、最前列からサッカーのタッチラインまで約5.5mとなっている。

③ 人工芝（ロングパイル）エリアの活用によるイベントの展開

人工芝エリアを設け、そのエリアを活用したサッカースクールやヨガ教室などを開催し、施設の利用促進を図っている。



(出典：ヨドコウ桜スタジアム資料)

④ 体育館（バックスタンド側）の利用による稼働率向上

体育館については、改修前から現在のバックスタンド側にあるが、ほぼ毎日利用され、施設全体の稼働率向上につながっている。



(出典：ヨドコウ桜スタジアムパンフレット)

### 3. 管理運営の状況や特徴（主に令和3年度の状況）

#### (1) 施設の運営状況

- ① 開館時間：午前9時から午後9時
- ② 休館日：月曜日（休日に当たるときはその翌日）及び12月28日から翌年1月4日まで
- ③ 臨時開館：定期的な自主事業（サッカースクール、コワーキングスペース営業）

#### (2) 運営体制など

総括責任者のほか、施設運営部7人、営業・広報部3人で運営を行っており、職員に対しては、個人情報保護への取り組みなど様々な研修を実施している。

#### (3) 来場手段

- ・来場手段については、御堂筋線、JRの利用が多い。
  - ・駐車場は、長居公園全体で3カ所（約600台）ある。そのうち、試合がある日は、主催者側が約50台確保している。試合の日にかかわらず、特に土日は長居公園全体の一般利用者ですぐ満車になる傾向がある。
  - ・自転車も多く、試合の日は臨時置場をつくっている。
  - ・パークアンドライドは行っていない。
- ※以上の点から公共交通機関の利用を勧めている。

#### (4) 施設修繕等の対応状況

- ① 大規模修繕：大阪市
- ② 小規模修繕：指定管理者（一般社団法人セレッソ大阪スポーツクラブ）

※指定管理者は、大阪市から指定管理料は受領しておらず、主にスポーツ利用収入と広告収入により、修繕費を含め、施設全体の管理運営費を賄っている。

### 4. 多目的な利用状況

#### (1) 主な利用状況

##### ① グラウンド（天然芝部分）

- ・サッカーやアメリカンフットボール、ラグビーなど年間約50試合を行っている。

※芝の管理のため、年間約50試合の利用が限度となっている。

○3年度：33試合，14万人

（J1リーグ・セレッソ大阪ホームゲームほか）

○4年度：53試合，35万人

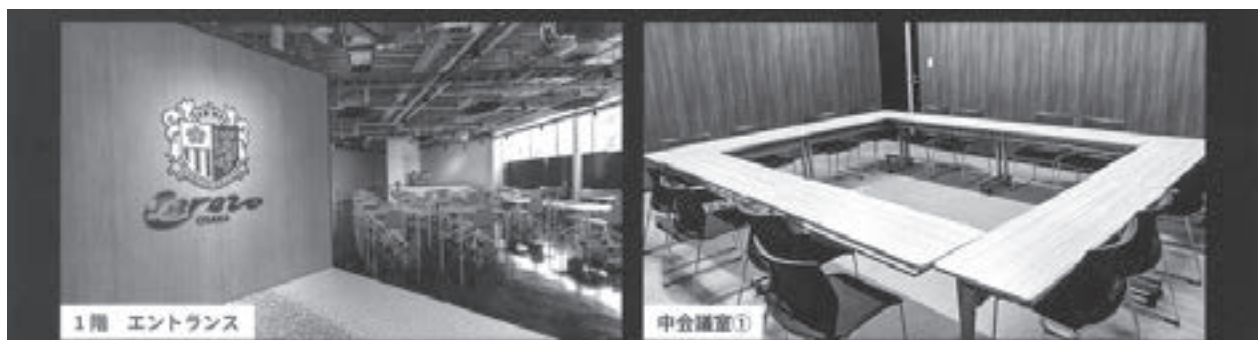
（J1リーグ・セレッソ大阪ホームゲーム，ラグビー国際試合，リーグワンほか）



（出典：ヨドコウ桜スタジアムHP）

② 会議室及び人工芝（ロングパイル）エリア

桜カレッジ（各種カルチャー教室），各種スクール，イベントなどに会議室等を貸し出し，多くの方が利用している。



（出典：ヨドコウ桜スタジアムパンフレット）

③ 体育館

毎日100～200人単位の利用があり，年間延べ約6万人が利用している。

④ コワーキングスペース

メインスタンドの3階に位置するコワーキングスペースは，試合開催日はビジネスラウンジとして使用される広々とした空間で，落ち着いて仕事に集中してもらえるほか，併設するVIPルームも会議室として利用可能で，会議や商談にも活用されている。



（出典：ヨドコウ桜スタジアムパンフレット）

⑤ VIPルーム（VVIP・VIP計14室，専用ラウンジ別途あり）

バルコニー席を完備した特別な空間で，飲食や観戦が楽しめる。



（出典：ヨドコウ桜スタジアムHP）



(2) 活用事例

① 大規模イベント等

セレモニーやイベント会場として、企業入社式や大学入学式、東住吉区成人式、新車発表イベントなどの大規模イベントや講演会に活用されている。



(出典：ヨドコウ桜スタジアム資料)

② フォトウエディング

同スタジアムの様々なスポットで撮影できる  
フォトウエディングを行っている。



(出典：ヨドコウ桜スタジアムパンフレット)

③ 桜カレッジ (各種カルチャー教室)

「地域のためのスタジアム」をコンセプトに、多機能型スタジアムの特色を生かし、定年後世代の生活のゆとりなど社会生活を取り巻く環境変化に対応した生涯学習の場及び近隣地域の子どもたちへの教養講座の場を同スタジアム内に設け、地域社会へ貢献するとともに、施設の有効活用を図ることを目的として「桜カレッジ」を開講している (平日のみ)。

○主な講座

個別指導塾、ロボットプログラミング教室、そろばん教室、子ども向け英会話、大人向け英会話&韓国語講座、習字教室、かきかた教室



(出典：ヨドコウ桜スタジアムパンフレット)

④ 教室事業

会議室及び人工芝（ロングパイル）エリアを活用し、サッカースクールやヨガ教室、ダンススクールなどを実施している。



(出典：ヨドコウ桜スタジアム資料)

⑤ スタジアムキャンプ及び新スポーツ体験

人工芝（ロングパイル）エリアを活用し、指定管理者の自主事業として、スタジアムキャンプ及び新スポーツ体験を実施している。



(出典：ヨドコウ桜スタジアム資料)

⑥ スタジアムツアー

「大阪のみんなで、大阪のみらいに、世界に誇れる、世界がうらやむ、スタジアムを贈ろう」を掲げ、誰もが気軽に楽しみ、スポーツ活動を通じた地域コミュニケーションづくりの活性化を目指し改修された同スタジアムを、多くの方にその魅力を体感してもらうため、団体（30名以上）を対象とした「スタジアムツアー」を開催している。

⑦ レストラン

同スタジアムの3Fラウンジを活用し、立食または着席のビュッフェスタイルによるパーティープランがある。

※テラス席での飲食も可。

※30～120名まで対応可。

## 5. 今後の展開

追加設備の整備（暗渠排水管など）を行っていくとともに、人工芝（ロングパイル）エリアの活用促進のほか、スポーツ以外のイベント誘致や隣接する「ヤンマースタジアム長居」との連携（場所の提供：記者会見や体育館の貸し出しなど）に取り組むなど、施設全体における稼働率の向上に努め、収益の確保などを図っていく。

## 【豊田市】 豊田市豊田スタジアムの管理運営等について

### 1. 整備の背景や経緯

豊田スタジアムは、2002サッカーワールドカップ（平成14年）の開催が決定した平成8年、総合計画に位置づけられた新中央公園内に、豊田市の市制50周年記念事業として平成9年に着工し、平成13年7月にオープンした。

名古屋市の競技場が手狭なことから、当初から名古屋グランパスのWホームスタジアムと位置づけられ、現在は、ラグビートヨタヴェルブリッツのホストスタジアムでもあり、サッカー、ラグビーの日本代表戦や大規模コンサート、各種イベント会場として利用されている。

当初は、国内最大級を想定して6万5千人規模の計画であったが、2002サッカーワールドカップが日韓共催となり、国内選考に漏れたために、4万5千人規模に縮小された経緯がある。

### 2. 施設の概要や特徴

#### (1) 施設の概要

豊田スタジアムは、豊田市駅から徒歩約20分で、矢作川沿いの緑豊かな豊田中央公園に「豊田市のランドマーク」として位置し、今では年間約150万人から180万人が訪れる豊田市を代表する「シンボル施設」であり、当地域有数の「集客施設」となっている。



- ① 使用形態：サッカー等球技専用スタジアム（埼玉スタジアムに次ぐ国内第2位の規模）
- ② 面積：中央公園 170,000㎡  
           建築面積 40,734㎡  
           延床面積 97,004㎡
- ③ 階層：地下2階，地上4階
- ④ 構造：鉄筋鉄骨コンクリート造／鉄骨造
- ⑤ 収容人数：メインスタンド 12,045席  
               バックスタンド 14,632席  
               サイドスタンド 17,703席  
                                   計 44,380席  
                                   （うちメディア席264席，車椅子席228席，可動席2,438席）
- ⑥ ピッチ：天然芝部分 115m×78m
- ⑦ 高さ：マストまで96m（ピッチから），屋根まで61m（ピッチから）

- ⑧ 照 度：水平面照度 3,500ルクス（F I F A C l a s s V照度基準達成）
- ⑨ 駐 車 場：地下2階 88台，地下1階 116台，地上南 342台，地上東 129台
- ⑩ 設 計 者：株式会社黒川紀章建築都市設計事務所
- ⑪ 建設期間：平成9年9月～13年6月（約3年9カ月）
- ⑫ 建設費：451億円（土地購入費，公園整備費含む）

【建設費】

（単位：千円）

項 目	金 額
用地取得費	8,820,000
工事費	34,090,000
委託費	796,000
備品費	1,128,000
その他	128,000
合計	44,962,000

【財源】

（単位：千円）

国庫補助金（都市・地域整備局所管補助事業）	3,215,000 （うち用地1,025,000，建設2,190,000）
一般財源	22,049,600
基金	13,000,000
市債	6,697,400
合計	44,962,000

(2) 施設の特徴

① 吊り屋根構造

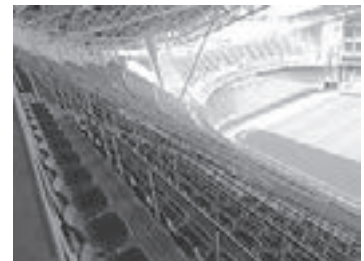
3方向の大型屋根を96mの4本のマストで支える「つり屋根構造」により，柱も壁もなく，どの席からもピッチ全体が見渡せる。



吊り屋根構造  
（出典：豊田スタジアムHP）

② 劇場型のスタジアム

観客席最前列からピッチまで最短で7mで，急傾斜（最大傾斜角は38度）の上層部客席からもプレーを間近に見られ，観客の声援と選手のプレーが創り出す臨場感は欧州のトップ級スタジアムにも負けない，劇場型のスタジアムとなっている。



スタンド  
（出典：豊田スタジアムHP）

③ 独自の祝祭空間の創出

駅前から矢作川を越えてスタジアムに通じる個性的なデザインの豊田大橋は，スタジアムと同じ黒川紀章氏の建築であり，矢作川河川敷が広がるロケーションの中でスタジアムの造形と調和し，独自の祝祭空間を創り出している。

④ 可動式屋根

大きな特徴であった可動式屋根は，当初，アリーナ機能を併せ持たせるために開閉式であっ

たが、運用コスト等の評価を踏まえ、20年経過した令和3年度に固定屋根となっている。

⑤ 天然芝のフィールド

アスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるよう天然芝を採用し、水はけに優れた特殊な多層構造、スプリンクラー、温水パイプを用いたアンダーヒーティングシステムを導入している。スタジアムの主役である天然芝のピッチは過去3年連続でベストピッチ賞を受賞している。



天然芝のフィールド  
(出典：豊田スタジアムHP)

### 3. 管理運営の状況や特徴（令和4年7月1日時点）

(1) 管理団体名：株式会社豊田スタジアム

（指定管理者として中央公園（豊田スタジアム等）を運営）

(2) 設立年月日：平成12年9月25日

(3) 設立目的

- ・当施設の機能を最大限活用し、スポーツ・文化を通じた市民の交流拠点として、夢と感動を提供できるよう事業運営を行う。
- ・株式会社として民間活力を十分に活用し、知的観光拠点となるようまちづくりへの貢献を図る。

(4) 主な事業内容

民間会社であるため「販売」、「コンサルティング」といった市直営では実施困難な事業も実施可能となっている。

- ・都市公園施設及びスポーツ施設の管理運営
- ・貸館営業
- ・イベントの企画、開催、チケット販売及びコンサルティング
- ・食品、飲食、グッズの販売
- ・酒類の販売
- ・飲料及び土産店の経営並びにテナントの誘致及び管理業
- ・スタジアム内の広告
- ・特別観覧室の経営
- ・映像及び音声ソフトの製作、販売及び配給
- ・出版物の企画、発行及び販売
- ・損害保険代理業
- ・芝の販売及びコンサルティング
- ・上記に付帯する一切の事業

(5) 資本金：1億円

豊田市が34%、トヨタ自動車12%のほか、トヨタグループと地元金融機関等の出資があり、社外役員にも参画している。

(6) 職員の状況

役員以下、正社員16人、臨時職員2人の18人で、施設保全、警備、清掃、プール監視、レストラン等の再委託業者企業とともに施設を管理運営している。

(7) 財務の状況

損益計算書によると、3年度決算は、市からの指定管理料を含む総収入が約10億4,800万円、経常利益が約7,100万円、純利益が5,400万円となっている。

施設運営費としての市からの指定管理料は、委託料等収入が約6億4,700万円で、内訳は公園管理、設備保全、警備、清掃、プールの施設管理委託経費が約2億6千万円、芝育成管理費が約1億5千万円で、これらの再委託料が約4億3千万円のほか、年間光熱費が約1億4千万円、修繕費が約3千万円、当社管理担当社員の人件費と管理諸費が約6.5千万円となっている。

一方、指定管理料を除く約4億円の収入は、客席から見える約140社の広告看板、LED看板の広告料収入を基幹収入として、各企業と年間契約を締結している28室のスーパールーム（特別観覧室）の貸付料、レストラン・売店の売上げ、手数料収入等となっている。

【財務の状況】

(単位：千円、四捨五入)


貸借対照表			損益計算書		
年度	2年度決算	3年度決算	年度	2年度決算	3年度決算
総資産	770,455	875,295	総収益（収入）	942,247	1,048,433
負債	301,939	354,480	営業損益	63,385	70,840
うち有利子負債	0	0	経常損益	65,764	71,383
資本	468,517	522,517	税引前当期損益	65,764	79,440
利益剰余金	368,517	422,517	当期純利益	64,157	54,001

【豊田市の財政的関与の状況（令和3年度決算）】

(単位：千円、四捨五入)

市補助金収入	0	損失補償契約に係る債務残高	0
市負担金収入	2,182	市貸付金残高	0
市委託料等収入	647,983	市支出運用財産（基金）	0

【豊田市関係事業の状況（令和3年度）】

市施設の管理 (指定管理者・その他)	【指定管理施設】 豊田中央公園（豊田スタジアム、スポーツプラザ、芝生広場等）
市負担事業（共催事業）	花いっぱい事業 ※スタジアム周辺の景観美化を目的とした土地所有者との共同事業で、約32,500㎡の広大な土地でコスモスの花を咲かせている。 

4. 多目的な利用状況

(1) 施設の利用件数及び利用人数

① 全体

令和4年度：430件、約150万人（コロナ禍の入場制限が一部継続）

※元年度：652件、約178万人

② スポーツイベント及び関連教室（4年度）：146件，51.7万人

○主な内容

- ・サッカーJリーグ：18試合，34.3万人
- ・ラグビーリーグワン：3試合，3.6万人
- ・サッカー国際試合：2大会，7試合，3.8万人
- ・ラグビー国際試合：1試合，2.5万人
- ・世界ラリー選手権：5.9万人
- ・そのほか，市民マラソン大会や企業運動会の会場としても利用されている。

※Jリーグは，コロナ禍の入場制限によって，コロナ禍前は，平均入場者数約3.5万人であったものが，1万人以下に減少したものの，5年3月以降の制限撤廃により，ようやく平均2万人台に戻ってきた。また，元年には，ラグビーワールドカップ日本大会の会場として，日本代表対サモア代表をはじめ3試合が開催された。

③ 産業・文化・市民イベント（4年度）：47件，約17万人

○主な内容

- ・とよた産業フェスタ：9.1万人  
産業PRストリートや公共事業PRなどにより市民の意識高揚につながったほか，ランチマーケットや地元特産品コーナーは食を楽しむ市民でにぎわった。
- ・市や団体，企画会社が主催するイベントや地域の夏祭り，フリーマーケット，陶器市など，多様な催しが年間通じて行われている。



とよた産業フェスタ  
(出典：豊田スタジアム事業報告書)

※コロナ禍前は，年1，2回の芝張り替え時期にタイミングを合わせ，スタジアムツアーを誘致し，アーティストの大規模コンサートが開催されていた。

(2) 多目的に利用できる主な施設内容

① スーパールーム（28室）

メインスタンド2階にあるバルコニー席を完備した屋内・外ともに楽しめる空調付きの特別な空間で，飲食や観戦が楽しめる。

※企業に年間契約で貸し出し（国内では例がない）

② スポーツプラザ（プール）及び売店

25mプールや流水，スライダーを備えた屋内温水プールで，売店では軽食やグッズを販売している。

③ レストラン（100席）

高さ約30mから矢作川越しに市街地を一望できる唯一のレストランで，ランチ，カフェタイムの通常営業のほか，夜間の宴会・パーティーの利用，ケータリングの基地となっている。



スーパールーム  
(出典：豊田スタジアムHP)



プール・売店  
(出典：豊田スタジアム事業報告書)



レストラン  
(出典：豊田スタジアム事業報告書)

④ 会議室（15室）及びラウンジ（2室）

イベント運営のほか、通常時は企業及び団体の研修や会議、説明会などに貸し出している。

⑤ コンコース

ゲートから観客席までの通路スペース（メイン約1,100㎡、バック約1,300㎡、両サイド約880㎡）で、各種イベントスペースのほか、フリーマーケットや陸上教室、実証実験スペースなど、多様な利用がある。

⑥ イベント広場

西イベント広場や東イベント広場において、フリーマーケットやパフォーマンススペースなど、多様な利用がある。



(出典：豊田スタジアム事業報告書)



コンコース  
(出典：豊田スタジアムHP)



西イベント広場（約3,150㎡）  
(出典：豊田スタジアムHP)



東イベント広場（約2,400㎡）  
(出典：豊田スタジアムHP)



多目的広場（約5,000㎡）  
(出典：豊田スタジアムHP)

⑦ スタジアムギャラリー

メインコンコースにある展示スペースで、名古屋グランパスの歴史や、選手が試合で使用したユニフォームなどの貴重な資料が展示されている。

⑧ ウォームアップルーム

ゲームに臨む選手が、心身ともに最良のコンディションを整えられるウォームアップ専用の空間で、グリーンを基調としたシンプルなしつらえが特徴となっている。

なお、同ルームでは、成人の健康づくり教室として、落ち着いた照明と空間でエアロビクスやヨガなどのフィットネスプログラムを実施している。



ウォーミングアップルーム  
(出典：豊田スタジアムHP)



(出典：豊田スタジアム事業報告書)



⑨ 外構芝生広場

公園利用のほか、キッズスポーツ教室、その他利用としても年間92万人が訪れている。

⑩ スタジアム見学

小学校の社会科見学をはじめ、ボランティアスタッフによるスタジアム見学の受け入れを行っており、普段は入ることができないロッカールームなどを回り、ここでしか聞けないエピソードなどを聞くことができる。



(出典：豊田スタジアム事業報告書)



(出典：豊田スタジアム事業報告書)

## 5. 豊田スタジアムの芝生管理

大きな屋根を持つ豊田スタジアムは日照時間が短いことから、芝がなかなか根付かず、竣工以来、芝の育成に苦労を重ねてきた。そこで、平成17年からは芝育成用の圃場を他に求め、市内2カ所の圃場のほか、九州や東北から季節に合わせて芝をロール状にしてトラックで搬送し張り替える「全面張り替え方式」を採用している。

## 6. スタジアム設置後の効果（経済波及効果、地域の活性化、観光資源としての効果等）

(1) 大規模スポーツイベント開催に伴う経済波及効果について

① ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>（RWC2019）

② 定期測定

- ・経済波及効果を外部委託により毎年度イベントを選定して測定
- ・元年度から3年度はJリーグ公式戦、4年度はサッカー日本代表戦で測定

対象		カード	観客数	経済波及効果
①	RWC2019	3試合	111,689	約73億2,800万円
② 定期	元年度	名古屋 - G大阪	42,975	約3億9,000万円
	2年度	名古屋 - 広島	16,825	約1億2,400万円
	3年度	名古屋 - 神戸	19,257	約1億3,000万円
	4年度	日本代表 - 韓国代表	14,117	約1億1,000万円

※RWC2019には施設整備費やファンゾーン（10日間延べ60,432人）の売上げ等も含む。

(2) 大規模イベントの誘致・開催実績について

① 豊田スタジアム・スカイホール豊田の過去4年間の実績

全国レベルの各競技のプロ・社会人リーグ，県外からの来場者を想定したイベント等の合計

単位：来場者数（人），カッコ内は件数

年度	豊田スタジアム	スカイホール豊田	計
元年度	594,696 (19)	67,035 (16)	661,731 (35)
2年度	137,653 (17)	12,632 (9)	150,285 (26)
3年度	313,633 (34)	24,822 (14)	338,455 (48)
4年度	417,322 (26)	89,045 (28)	506,367 (54)
計	1,463,304 (96)	194,534 (67)	1,657,838 (163)

(3) 地域の活性化に関する取り組みについて

- ・ホテル旅館組合や旅行事業者と連携した「スポーツイベント応援宿泊パック」の実施支援
- ・中心市街地飲食店等との連携事業の実施（例：観戦割引，優待）
- ・大規模スポーツイベント実施予定者に対する宿泊・飲食のあっせん実施

(4) 観光資源としての効果（4年度豊田市観光マーケティング調査（2,000人）より）

- ・豊田スタジアムへの訪問経験があると答えた人の割合：約3割（2回以上は約2割）
- ・豊田スタジアムへの訪問意向（また行きたい，行ってみたい）：約5割
- ・他の市内観光地に比べ，遠方（東京，大阪）からの訪問客の割合が高い
- ・豊田市の観光イメージとして「スポーツ観戦」と答えた人の割合：約5割

## 7. 今後の展開

令和6年9月にはアジア競技大会の愛知・名古屋での開催が決定している。当スタジアムはサッカーのメイン会場になる予定で，当中央公園も現在の17haから40ha規模に拡大する計画が進められており，隣接する圃場に人工芝2面のサッカー場もPFI方式で整備される予定である。

## 資料

## 令和6年度地方財政対策の概要

## 令和6年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局  
令和5年12月22日

## 【Ⅰ 令和6年度の地方財政の姿】

## 1 通常収支分

(1) 地方財政計画の規模	93兆6,400億円程度	(⑤92兆 350億円、+1兆6,100億円程度、+ 1.7%程度)
(2) 地方一般歳出	78兆4,600億円程度	(⑤76兆4,839億円、+1兆9,800億円程度、+ 2.6%程度)
(3) 一般財源総額 (水準超経費を除く交付団体ベース)	62兆7,180億円	(⑤62兆1,635億円、+ 5,545億円、+ 0.9%)
※ 水準超経費を含めた一般財源総額	65兆 6,980億円	(⑤ 65兆 535億円、+ 6,445億円、+ 1.0%)
(4) 地方交付税の総額	18兆6,671億円	(⑤18兆3,611億円、+ 3,060億円、+ 1.7%)
(5) 地方税及び地方譲与税	45兆4,622億円	(⑤45兆4,752億円、▲ 130億円、▲ 0.0%)
(6) 地方特例交付金等	1兆1,320億円	(⑤ 2,169億円、+ 9,151億円、+421.9%)
(7) 臨時財政対策債	4,544億円	(⑤ 9,946億円、▲ 5,402億円、▲ 54.3%)
(8) 財源不足額	1兆8,132億円	(⑤ 1兆9,900億円、▲ 1,768億円、▲ 8.9%)

## 2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業			
① 震災復興特別交付税	904億円	(⑤ 935億円、▲ 31億円、▲ 3.3%)	
② 規模	2,600億円程度	(⑤ 2,647億円、▲ 50億円程度、▲ 1.8%程度)	
(2) 全国防災事業			
規模	250億円	(⑤ 587億円、▲ 337億円、▲ 57.4%)	

1

## 令和6年度地方財政対策の概要（通常収支分）①

## 【Ⅱ 通常収支分】

社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和5年度を上回る額を確保

## 1 地方財源の確保

○ 一般財源（交付団体ベース）の総額	62兆7,180億円（前年度比 + 5,545億円、+ 0.9%）
※ 水準超経費を含めた一般財源総額	65兆 6,980億円（同 + 6,445億円、+ 1.0%）
〔一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合）69.7%程度（⑤69.6%）〕	
・ 地方税	42兆7,330億円（前年度比 ▲ 1,421億円、▲ 0.3%）
・ 地方譲与税	2兆7,292億円（同 + 1,291億円、+ 5.0%）
・ 地方交付税	18兆6,671億円（同 + 3,060億円、+ 1.7%）
・ 地方特例交付金等	1兆1,320億円（同 + 9,151億円、+421.9%）
・ 臨時財政対策債	4,544億円（同 ▲ 5,402億円、▲ 54.3%）

○ 地方債 6兆3,103億円（前年度比 ▲5,060億円、▲7.4%）

・ 臨時財政対策債	4,544億円（前年度比 ▲ 5,402億円、▲54.3%）
・ 臨時財政対策債以外	5兆8,559億円（同 + 342億円、+ 0.6%）
通常債	5兆 959億円（同 + 342億円、+ 0.7%）
財源対策債	7,600億円（同 0億円、0.0%）

2

## 令和6年度地方財政対策の概要（通常収支分）②

## 2 地方交付税の確保

○ 地方交付税(出口ベース) 18兆6,671億円(前年度比 +3,060億円、+1.7%)

＜一般会計＞	16兆6,543億円(a)
(1) 地方交付税の法定率分	16兆3,055億円
・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	16兆8,188億円
(うち定額減税による地方交付税の減収 ▲ 7,620億円)	
・ 国税減額補正精算分(㉓、㉒、㉑)等	▲ 2,910億円
・ 国税減額補正精算の前倒し分(㉔)	▲ 2,223億円
(2) 一般会計における加算措置(既往法定分等)	3,488億円
＜特別会計＞	2兆 127億円(b)
(1) 地方法人税の法定率分	1兆9,750億円
(2) 交付税特別会計借入金償還額	▲ 5,000億円
(3) 交付税特別会計借入金支払利子	▲ 1,965億円
(4) 交付税特別会計剰余金の活用	500億円
(5) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
(6) 令和5年度からの繰越金	4,843億円
＜地方交付税＞(a)+(b)	18兆6,671億円

(参考)地方交付税の推移(兆円)

	㉗	㉘	㉙	㉚	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
地方交付税	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4	18.1	18.4	18.7

3

## 令和6年度地方財政対策の概要（通常収支分）③

## 3 臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化

・ 財源不足の縮小	⑤ 1兆9,900億円	→	⑥ 1兆8,132億円	(▲ 1,768億円)
・ 臨時財政対策債の抑制	⑤ 9,946億円	→	⑥ 4,544億円	(▲ 5,402億円)
年度末残高見込み	⑤ 49兆 119億円	→	⑥ 45兆7,750億円	(▲3兆2,369億円)
・ 国税減額補正精算の前倒し	2,910億円	→	5,133億円	(+ 2,223億円)

(参考)臨時財政対策債の推移(兆円)

	㉗	㉘	㉙	㉚	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
臨時財政対策債	4.5	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8	1.0	0.5

## 4 財源不足の補填

○ 令和6年度における財源不足額 1兆8,132億円(前年度比▲1,768億円、▲8.9%)  
※ 折半対象財源不足は、令和5年度に引き続き生じていない

○ 令和6年度においては、以下のとおり財源不足額を補填

① 財源対策債の発行	7,600億円
② 地方交付税の増額による補填	5,988億円
・ 一般会計における加算措置(既往法定分等)	3,488億円
・ 交付税特別会計剰余金の活用	500億円
・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
③ 臨時財政対策債の発行	4,544億円

4

## 令和6年度地方財政対策の概要（通常収支分）④

### 5 定額減税による減収への対応

- 個人住民税の減収(9,234億円)は、地方特例交付金により全額国費により補填
- 地方交付税の減収(7,620億円)は、繰越金・自然増収による法定率分の増(1兆1,982億円)により対応。減税の影響を含めても、適切に地方財源を確保。更に、後年度、2,076億円の加算を実施(交付税特別会計借入金償還の円滑化に活用)

### 6 こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保 …P12～P13参照

- 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和6年度の地方負担分(2,250億円程度)について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保
- 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費(単独)を1,000億円増額
- 地方団体が、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善(ハード)を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費(仮称)」(500億円)を計上し、「こども・子育て支援事業債(仮称)」を創設
- 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」を創設

### 7 給与改定・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する地方財源の確保

- 令和5年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費について、所要額を計上
 

・ 給与改定に要する経費	3,300億円程度
うち会計年度任用職員分	600億円
・ 会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する経費	1,810億円

5

## 令和6年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑤

### 8 物価高への対応 …P14参照

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に700億円を計上(前年度同額)
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)と公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)における建築単価の上限を引上げ

### 9 地域脱炭素の一層の推進 …P15参照

- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

### 10 消防・防災力の一層の強化 …P16参照

- 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、消防の広域化、連携・協力等を通じ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充するとともに、特別交付税措置を拡充

### 11 地域の経済循環の促進、地方への人の流れの創出・拡大 …P17参照

- 地域の経済循環を促進するため、ローカル10,000プロジェクトの地方単独事業に対する特別交付税措置を創設
- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、「地域活性化起業人」制度に社員の副業型を追加するとともに、地域おこし協力隊に係る特別交付税措置を拡充

6

## 令和6年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑥

### 12 地方公務員の人材育成・確保の推進 ……P18参照

- 地方団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材を育成するとともに、小規模市町村を中心として、配置が困難な専門人材を都道府県等が確保するため、地方交付税措置を創設・拡充

### 13 デジタル田園都市国家構想事業費・地域社会再生事業費

- 地方団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「地方創生推進費」について、令和6年度においても、引き続き1兆円を計上
- 地方団体が、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決等に取り組むため、「地域デジタル社会推進費」について、令和6年度においても、引き続き2,500億円を計上
- 地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和6年度においても、引き続き4,200億円を計上

### 14 新型コロナワクチン接種に係る地方財政措置

- 新型コロナワクチン接種を令和6年度から定期接種(B類疾病)として実施するために必要な経費として、一般行政経費(単独)を増額

・新型コロナワクチン接種に要する経費 450億円

7

## 令和6年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑦

### 15 社会保障の充実及び人づくり革命等

- 社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

※ 下記金額は、国・地方所要額の合計

・ 社会保障の充実分の事業費	2兆7,987億円(⑤2兆7,972億円)
・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費	6,297億円(⑤ 6,297億円)
・ 人づくり革命に係る事業費	1兆6,491億円(⑤1兆6,347億円)

### 16 公営企業の経営安定化支援 ……P19参照

- 計画を策定し経営改善を図る交通事業の資金繰りと経営改善のため、「交通事業債(経営改善推進事業)」を創設
- 公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充
- 機能分化・連携強化に伴い必要となる基幹病院以外の医療施設の建替え(病床機能転換に必要な部分に限る。)を病院事業債(特別分)の対象に追加するとともに、不採算地区病院等への地方交付税措置の基準額引上げを継続

### 17 経営・財務マネジメント強化事業の拡充

- 「経営・財務マネジメント強化事業」(総務省と地方公共団体金融機構の共同事業)において、新たに、地方団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣するなど事業を拡充

8

**令和6年度地方財政対策の概要（東日本大震災分）**

【Ⅲ 東日本大震災分】

○ 震災復興特別交付税の確保

○ 復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

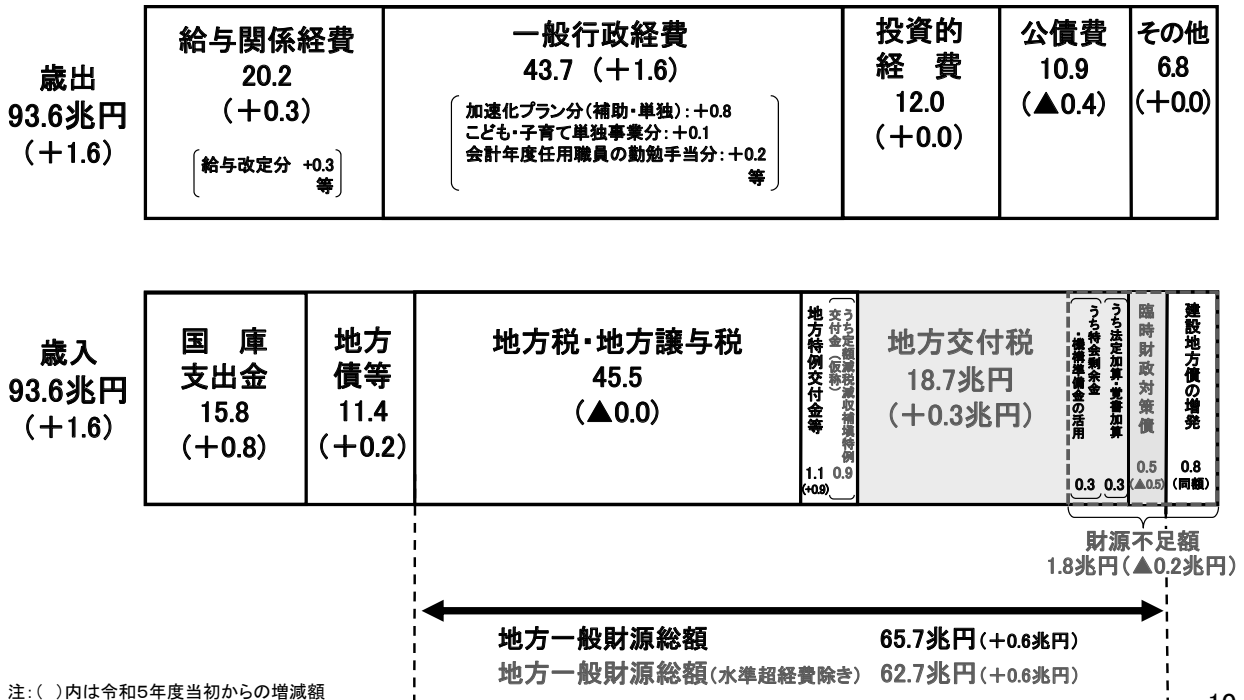
- ・ 震災復興特別交付税 904億円(前年度比▲31億円、▲ 3.3%)
- ・ 震災復興特別交付税により措置する財政需要
  - ① 補助事業の地方負担分 534億円(前年度比+ 4億円、+ 0.8%)
  - ② 地方単独事業分(中長期職員派遣・職員採用、単独災害復旧事業等) 122億円(前年度比▲ 2億円、▲ 1.6%)
  - ③ 地方税等の減収分 248億円(前年度比▲33億円、▲11.7%)

※ 令和6年度の所要額は、904億円であるが、予算額は年度調整分293億円を除いた611億円(令和5年度予算額:654億円)となる。

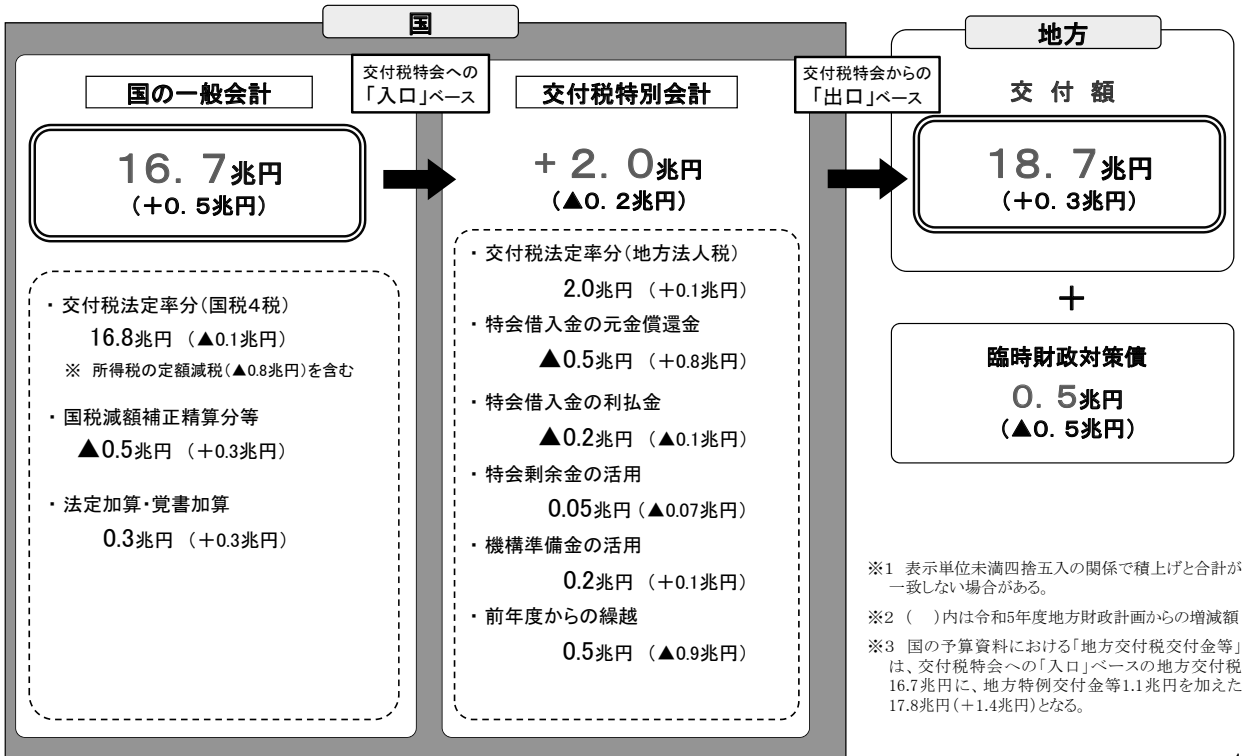
※ 震災復興特別交付税の平成23～令和6年度分の予算額の累計額(不用額を除く)は5兆7,611億円

**令和6年度 地方財政対策**

(単位:兆円)



## 令和6年度地方交付税の姿



## 子ども・子育て政策に係る地方単独事業(ソフト)の推進等

- 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自の子ども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費(単独)を1,000億円増額
- 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施する子ども・子育て政策の全体像を示し、子ども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をより的確なものとするため、新たな算定費目「子ども子育て費(仮称)」を創設

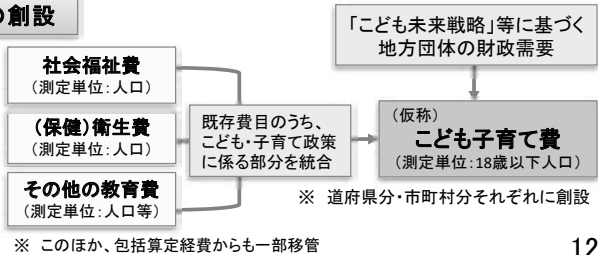
### 1. 子ども・子育て政策に係る地方単独事業(ソフト)の確保

・地方独自の子ども・子育て施策(例) ※ 主に、地域の実情に応じて実施する現物給付事業を想定

子育てしやすい環境の整備(職場環境整備等)	就労要件等を問わず子どもを預けられる取組
幼稚園・保育所等の独自の処遇改善・配置改善等	放課後児童クラブに対する独自の支援
産前・産後ケアや伴走型支援の充実	ひとり親家庭等への支援
子どもの居場所づくりへの支援	結婚支援

### 2. 普通交付税の新たな算定費目「子ども子育て費(仮称)」の創設

「子ども未来戦略」等に基づく地方団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、子ども・子育て政策に係る部分を統合し、普通交付税の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「子ども子育て費(仮称)」を創設





## 子ども・子育て支援事業債（仮称）の創設

- 地方団体が、「子ども未来戦略」に基づく取組に合わせて、子ども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「子ども・子育て支援事業費（仮称）」を計上し、「子ども・子育て支援事業債（仮称）」を創設

### 1. 対象事業

地方単独事業（子ども基本法に基づく都道府県・市町村子ども計画に位置付け）として実施する以下の事業

- ・ 国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
- ・ 社会福祉法人等に対する助成を含む

#### (1) 子ども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

- (例) ・ 子育て相談室 ・ あそびの広場  
 ・ 科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー  
 ・ 子育て親子の交流の場



(相談室)



(あそびの広場)

#### (2) 子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園等

- (例) ・ 空調、遊具、防犯対策設備の設置  
 ・ バリアフリー改修 ・ 園庭の整備（芝生化）  
 ・ トイレの洋式化



(トイレ環境改善)



(園庭の整備、改修)

### 2. 地方財政措置

充当率：90%

交付税措置率：50%（機能強化を伴う改修）又は30%（新築・増築）

### 3. 事業期間

令和10年度までの5年間（「子ども・子育て支援加速化プラン」の実施期間）

### 4. 事業費

500億円

13

## 物価高への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に700億円を計上（前年度同額）
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業（緊急防災・減災事業債）と公立病院の新設・建替等事業（病院事業債）における建築単価の上限を引上げ

### 1. 自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応

- ① 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費（単独）に400億円を計上
- ② ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に300億円を計上

※ 普通交付税の単位費用により措置

### 2. 庁舎・公立病院の建築単価の引上げ

- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
- ① 緊急防災・減災事業債：津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ（42.2万円 ⇒ 46.8万円）（11%増）
  - ② 病院事業債：公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ（47.0万円 ⇒ 52.0万円）（11%増）

※ いずれも令和5年度事業債から新単価を適用

14

## 地域脱炭素の一層の推進

- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

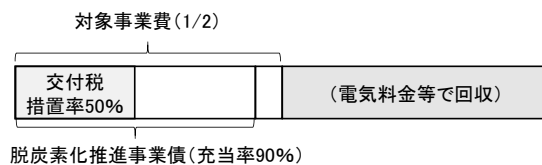
### 1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加  
 ※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】  
 地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化 ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入 ⑤公用車における電動車の導入

【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%）を充当。



【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環 ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減



### 2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。
- ※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、原則として過疎対策事業債の対象外。

15

## 消防・防災力の一層の強化

- 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、消防の広域化、連携・協力等を通じ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充するとともに、特別交付税措置を拡充

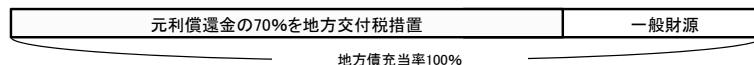
- ・ 広域化：二以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。
- ・ 連携・協力：消防事務の性質に応じてその一部について柔軟に連携・協力すること。

### 1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充

- 消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備  
 ※ 広域化、連携・協力に取り組む消防本部を対象
- 連携・協力による訓練施設の整備
- 緊急消防援助隊受援計画に位置付けた消防庁舎における女性専用施設の整備
- 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備
- 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材(トイレカー)の整備



(参考)緊急防災・減災事業債 <令和3年度～令和7年度>



### 2. 特別交付税措置の拡充

- (1) 消防の広域化、連携・協力の更なる推進（現行の特別交付税措置率0.5）
  - ・ 広域化の準備経費：「中心消防本部」の措置率を0.7に引き上げる  
 ※ 都道府県が定める広域化推進計画において、広域化の検討を主導する「中心消防本部」を指定
  - ・ 連携・協力の準備経費：共同部隊が使用する装備品等を対象とする
- (2) 消防団員の報酬に対する措置
  - ・ 「班長」階級以上の報酬に要する経費（基準財政需要額を上回る額）を対象とする（措置率0.5）

16

## 地域の経済循環の促進、地方への人の流れの創出・拡大

- 地域の経済循環を促進するため、ローカル10,000プロジェクトの地方単独事業に対する特別交付税措置を創設
- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、「地域活性化起業人」制度に社員の副業型を追加するとともに、地域おこし協力隊に係る特別交付税措置を拡充

### 1. 「ローカルスタートアップ支援制度」の拡充

- (1) ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)に準ずる地方単独事業に対する特別交付税措置を創設(措置率0.5)  
 [対象]①地域資源の活用、②公共的な課題の解決、③融資等、④新規事業の要件を満たす事業の創業等に要する経費(施設改修費等への補助)
- (2) ふるさと融資について、融資比率を35%から50%へ(過疎地域等は45%から60%へ)引き上げ  
 ※ ふるさと融資とは、地域振興に資する民間投資を支援するために地方団体が長期の無利子資金を融資する制度(融資財源は地方債で調達)

### 2. 「地域活性化起業人」の拡充

- 企業人材の副業ニーズの増加を踏まえ、大都市圏の企業の社員を即戦力として活用する地域活性化起業人について、企業から社員を派遣する方式(企業派遣型)に加え、地方団体と企業に所属する個人間の協定に基づく副業の方式(副業型)に対する特別交付税措置を創設(上限200万円/人)

<地域活性化起業人の推移>



<地域おこし協力隊員数>



### 3. 「地域おこし協力隊」の拡充

- (1) 地域おこし協力隊員の活動に関する特別交付税措置の拡充
  - ・ 報償費等の上限を、会計年度任用職員に対する勤労手当の支給への対応のため引上げ(隊員1人当たり280万円⇒320万円)
  - ・ より専門性の高いスキルを持つ人材や豊富な社会経験を積んだ人材の報償費等の弾力運用※の上限を引上げ(弾力運用幅の上限50万円⇒100万円)  
 ※ 活動に要するその他の経費(隊員1人当たり200万円)の一部を報償費等として弾力的に支給可能
- (2) JET青年等外国人の地域おこし協力隊員の増加に資する取組支援のための特別交付税措置の創設(道府県のみ)  
 外国人の地域おこし協力隊へのマッチング支援等(上限200万円/団体)及び外国人の隊員のサポート(上限100万円/団体)

17

## 地方公務員の人材育成・確保の推進

- 地方団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材を育成するとともに、小規模市町村を中心として、配置が困難な専門人材を都道府県等が確保するため、地方交付税措置を創設・拡充

### 1. 地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置の拡充・創設

- 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。

- (1) 自団体職員を対象とする場合

【地方財政措置】都道府県：普通交付税措置  
 市町村：特別交付税措置(措置率0.5)

- (2) 都道府県等が市町村職員を対象とする場合

【地方財政措置】特別交付税措置(措置率0.5)

- ・ 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題(例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等)。
- ・ 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合は対象。

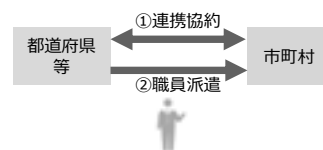
※ 複雑・多様化する行政課題に対応するため、研修の充実が必要であることから、従前から地方交付税措置している研修経費についても拡充。

### 2. 地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の創設

- 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材(連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等)を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設。

【地方財政措置】特別交付税措置(措置率0.5)

※ 技術職員・デジタル人材の確保については、別途、地方交付税措置を講じている。



- ・ 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- ・ 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。

18

## 公営企業の経営安定化支援

- コロナ禍前比で1割以上の減収が継続するなど構造的な課題を抱える交通事業について、計画を策定して経営改善に取り組む団体の資金繰りを円滑にし、経営改善を促進するため、「交通事業債(経営改善推進事業)」を創設
- 法適化(公営企業会計導入)の進捗を踏まえ、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充し、過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を対象に追加

### 1. 交通事業債(経営改善推進事業)の創設

【対象事業】 資金不足が生じている交通事業のうち、経営戦略を改定済又は改定に着手済の事業

【発行対象】 経営改善実行計画、収支計画を策定して経営改善に取り組むことを要件とし、その経営改善効果額を限度に、①及び②について発行可能

- ① 資金不足額(流動負債－流動資産)      ② 経営改善の実施に必要な経費

【経営改善効果額の算定方法】 経営改善の取組毎の「収支改善見込額×5年分」の合計額

【発行期間】 令和8年度まで

#### 【経営改善の取組例】

- 運賃料金制度見直し
- 民間バスとの共同経営
- 駅ナカビジネスの拡充

### 2. 資本費平準化債の対象拡充

【資本費平準化債発行可能額の拡充】

資本費平準化債発行可能額 = 元金償還金総額 - 資本費平準化債の元金償還金 - 減価償却費相当額等

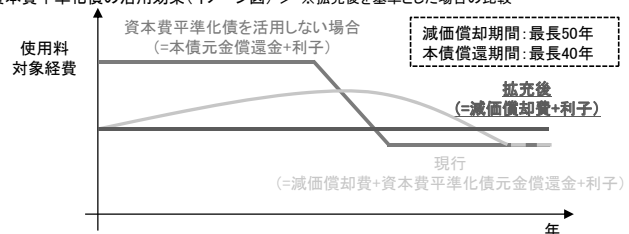
<見直し部分>

⇒下線部分を削除し、発行対象を拡充

<資本費平準化債の活用効果(イメージ図)> ※拡充後を基準とした場合の比較

※ 資本費平準化債の償還年限については「対象償却資産の平均残存耐用年数」を限度

※ 資本費平準化債の元利償還金相当額を含む汚水処理原価を確実に回収すること等に留意した収支計画の策定が要件



【対象事業】 下水道事業、交通事業 等

【発行額増加額】 1,100億円程度

19

## 主な地方財政指標積算基礎(通常収支分)

(単位: 億円)

区 分		令和6年度 (見込)	令和5年度
歳入合計	①	936,400程度	920,350
地方税	②	427,330	428,751
地方譲与税	③	27,292	26,001
地方特例交付金等	④	11,320	2,169
地方交付税	⑤	186,671	183,611
地方債	⑥	63,103	68,163
うち臨時財政対策債	⑦	4,544	9,946
復旧・復興事業 一般財源充当分	⑧	▲ 8	▲ 3
全国防災事業 一般財源充当分	⑨	▲ 169	60
主 関 な 係 地 方 標 財 政	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	656,980	650,535
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	69.7%程度	69.6%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	6.7%程度	7.4%

(参考)

○ 地方の借入金残高(東日本大震災分を含む) 179兆円程度(令和6年度末見込) ※ 183兆円程度(令和5年度末見込)

○ 交付税特別会計借入金残高 28.1兆円 (令和6年度末見込) ※ 28.6兆円 (令和5年度末見込)

20

令和6年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

項目	令和6年度 (見込)	令和5年度	増減率 (見込)	項目	令和6年度 (見込)	令和5年度	増減率 (見込)		
歳入	地方税	427,330 億円	428,751 億円	▲ 0.3 %	歳出	給与関係経費	202,300 億円	199,053 億円	約 1.6 %
	地方譲与税	27,292 億円	26,001 億円	5.0 %		退職手当以外	191,500 億円	187,724 億円	約 2.0 %
	地方特例交付金等	11,320 億円	2,169 億円	421.9 %		退職手当	10,800 億円	11,329 億円	約 ▲ 4.7 %
	地方交付税	186,671 億円	183,611 億円	1.7 %		一般行政経費	436,900 億円	420,841 億円	約 3.8 %
	地方債	63,103 億円	68,163 億円	▲ 7.4 %		うち補助分	251,400 億円	239,731 億円	約 4.9 %
	うち臨時財政対策債	4,544 億円	9,946 億円	▲ 54.3 %		うち単独分	153,900 億円	149,684 億円	約 2.8 %
	復旧・復興事業費	▲ 8 億円	▲ 3 億円	166.7 %		うちデジタル田園都市国家構想事業費	12,500 億円	12,500 億円	0.0 %
	全国防災事業費	▲ 169 億円	60 億円	▲ 381.7 %		うち地方創生推進費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	歳入合計	936,400 億円	920,350 億円	約 1.7 %		うち地域デジタル社会推進費	2,500 億円	2,500 億円	0.0 %
	「一般財源」	656,980 億円	650,535 億円	1.0 %		うち地域社会再生事業費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
(水準超経費を除く交付団体ベース)	627,180 億円	621,635 億円	0.9 %	公債	109,000 億円	112,614 億円	約 ▲ 3.2 %		
				維持補修	15,300 億円	15,237 億円	約 0.4 %		
				うち緊急浸透推進事業費	1,100 億円	1,100 億円	0.0 %		
				投資的経費	119,900 億円	119,731 億円	約 0.1 %		
				うち直轄・補助分	56,300 億円	56,594 億円	約 ▲ 0.5 %		
				うち単独分	63,600 億円	63,137 億円	約 0.7 %		
				うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %		
				うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %		
				うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000 億円	4,000 億円	0.0 %		
				うち脱炭素化推進事業費	1,000 億円	1,000 億円	0.0 %		
				うちこども・子育て支援事業費(仮称)	500 億円	- 億円	皆増		
				公営企業繰出金	23,200 億円	23,974 億円	約 ▲ 3.2 %		
				うち企業債償還費普通会計負担分	13,100 億円	13,997 億円	約 ▲ 6.4 %		
				水準超経費	29,800 億円	28,900 億円	約 3.1 %		
				歳出合計	936,400 億円	920,350 億円	約 1.7 %		
				(水準超経費を除く交付団体ベース)	906,600 億円	891,450 億円	約 1.7 %		
				地方一般歳出	784,600 億円	764,839 億円	約 2.6 %		

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

21

令和6年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

項目	令和6年度 (見込)	令和5年度	増減率 (見込)	
歳入	震災復興特別交付税	904 億円	935 億円	▲ 3.3 %
	国庫支出金	1,700 億円	1,632 億円	約 4.2 %
	地方債	2 億円	9 億円	▲ 77.8 %
	一般財源充当分	8 億円	3 億円	166.7 %
計	約 2,600 億円	2,647 億円	約 ▲ 1.8 %	
歳出	直轄・補助事業費	2,200 億円	2,173 億円	約 1.2 %
	地方単独事業費	370 億円	405 億円	▲ 8.6 %
	うち地方税等の減収分見合い	248 億円	281 億円	▲ 11.7 %
	計	約 2,600 億円	2,647 億円	約 ▲ 1.8 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項目	令和6年度 (見込)	令和5年度	増減率 (見込)	
歳入	地方税	80 億円	646 億円	▲ 87.6 %
	一般財源充当分	169 億円	▲ 60 億円	▲ 381.7 %
	雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
計	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %	
歳出	公債費	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %
	計	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

22

**(参考) 地方財政収支見通しの概要 (通常収支分と東日本大震災分の合計)**

項目	令和6年度 (見込)	令和5年度	増減率 (見込)
地方税	427,410 億円	429,397 億円	▲ 0.5 %
地方譲与税	27,292 億円	26,001 億円	5.0 %
地方特例交付金等	11,320 億円	2,169 億円	421.9 %
地方交付税	187,575 億円	184,546 億円	1.6 %
震災復興特別交付税以外	186,671 億円	183,611 億円	1.7 %
震災復興特別交付税	904 億円	935 億円	▲ 3.3 %
地方債	63,105 億円	68,172 億円	▲ 7.4 %
うち臨時財政対策債	4,544 億円	9,946 億円	▲ 54.3 %
歳入合計	939,300 億円	923,584 億円	約 1.7 %
「一般財源」	658,141 億円	652,059 億円	0.9 %

項目	令和6年度 (見込)	令和5年度	増減率 (見込)
給与関係経費	202,300 億円	199,053 億円	約 1.6 %
退職手当以外	191,500 億円	187,724 億円	約 2.0 %
退職手当	10,800 億円	11,329 億円	約 ▲ 4.7 %
一般行政経費	436,900 億円	420,841 億円	約 3.8 %
うち補助分	251,400 億円	239,731 億円	約 4.9 %
うち単独分	153,900 億円	149,684 億円	約 2.8 %
うちデジタル田園都市国家構想事業費	12,500 億円	12,500 億円	0.0 %
うち地方創生推進費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
うち地域デジタル社会推進費	2,500 億円	2,500 億円	0.0 %
うち地域社会再生事業費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
公債	109,000 億円	112,614 億円	約 ▲ 3.2 %
維持補修費	15,300 億円	15,237 億円	約 0.4 %
うち緊急浸透推進事業費	1,100 億円	1,100 億円	0.0 %
投資的経費	119,900 億円	119,731 億円	約 0.1 %
うち直轄・補助分	56,300 億円	56,594 億円	約 ▲ 0.5 %
うち単独分	63,600 億円	63,137 億円	約 0.7 %
うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000 億円	4,000 億円	0.0 %
うち脱炭素化推進事業費	1,000 億円	1,000 億円	0.0 %
うちこども・子育て支援事業費(仮称)	500 億円	- 億円	皆増
公営企業繰出金	23,200 億円	23,974 億円	約 ▲ 3.2 %
うち企業債償還費普通会計負担分	13,100 億円	13,997 億円	約 ▲ 6.4 %
水準超経費	29,800 億円	28,900 億円	約 3.1 %
大東日本震災分	2,600 億円	2,647 億円	約 ▲ 1.8 %
全国防災事業費	250 億円	587 億円	約 ▲ 57.4 %
歳出合計	939,300 億円	923,584 億円	約 1.7 %
地方一般歳出	787,100 億円	767,418 億円	約 2.6 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

**(参考1) 地方財政計画の伸び率等の推移**

(単位：%)

年度	対前年度伸び率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地方税	地方交付税
昭和62年度	2.9	2.9	0.6	0.6
63	6.3	5.7	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7
5	2.8	4.4	1.6	▲ 1.6
6	3.6	4.6	▲ 5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7
10	0.0	▲ 1.6	3.9	2.3
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19.1
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	2.6
13	0.4	▲ 0.6	1.5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1	0.1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7	▲ 4.4
			( 6.5 )	

年度	対前年度伸び率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地方税	地方交付税
20	0.3	0.0	0.2	1.3
21	▲ 1.0	0.7	▲ 10.6	2.7
22	▲ 0.5	0.2	▲ 10.2	6.8
23	0.5	0.8	2.8	2.8
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5
25	0.1	▲ 0.1	1.1	▲ 2.2
26	1.8	2.0	2.9	▲ 1.0
27	2.3	2.3	7.1	▲ 0.8
28	0.6	0.9	3.2	▲ 0.3
29	1.0	1.0	0.9	▲ 2.2
30	0.3	0.9	0.9	▲ 2.0
令和元年度	3.1	4.0	1.9	1.1
2	1.3	2.3	1.9	2.5
3	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 7.0	5.1
4	0.9	0.6	8.3	3.5
5	1.6	0.8	4.0	1.7
6	1.7程度	2.6程度	▲ 0.3	1.7

(注1) ( )内は、税源移譲分を除いた伸び率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸び率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸び率である。

(注3) 令和3年度の地方税については令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

**(参考2) 地方債等関係資料**

年 度	地 方 債 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)	年 度	地 方 債 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
昭和62年度	53,900	9,610	9.9	64	17	122,619	▲18,829	14.6	201
63	60,481	6,581	10.4	66	18	108,174	▲14,445	13.0	200
平成元年度	55,592	▲4,889	8.8	66	19	96,529	▲11,645	11.6	199
2	56,241	649	8.4	67	20	96,055	▲474	11.5	197
3	56,107	▲134	7.9	70	21	118,329	22,274	14.3	199
4	51,400	▲4,707	6.9	79	22	134,939	16,610	16.4	200
5	62,254	10,854	8.1	91	23	114,772	▲20,167	13.9	200
6	103,915	41,661	13.1	106	24	111,654	▲3,118	13.6	201
7	113,054	9,139	13.7	125	25	111,517	▲137	13.6	201
8	129,620	16,566	15.2	139	26	105,570	▲5,947	12.7	201
9	121,285	▲8,335	13.9	150	27	95,009	▲10,561	11.1	199
10	110,300	▲10,985	12.7	163	28	88,607	▲6,402	10.3	197
11	112,804	2,504	12.7	174	29	91,907	3,300	10.6	196
12	111,271	▲1,533	12.5	181	30	92,186	279	10.6	194
13	119,107	7,836	13.3	188	令和元年度	94,282	2,096	10.5	192
14	126,493	7,386	14.4	193	2	92,783	▲1,500	10.2	192
15	150,718	24,225	17.5	198	3	112,407	19,625	12.5	191
16	141,448	▲9,270	16.7	201	4	76,077	▲36,331	8.4	187
					5	68,163	▲7,914	7.4	183程度 (見込)
					6	63,103	▲5,060	6.7程度	179程度 (見込)

## 議会のうごき

# 市 議 会 日 誌

(令和5年9月下旬～12月)

## 9月

27～29日

○行政調査（本港区：大阪市，豊田市）

## 10月

4～6日

○中央要望活動及び行政調査（桜島爆発：東京都区内，御殿場市）

18～20日

○行政調査（都市整備：千葉市，西宮市）

26日 ○議運委 肥薩おれんじ鉄道に対する財政支援，海外諸国行政視察の取扱い，令和5年台風第13号による災害に対する本市議会の対応について協議

27日 ○本港区 サッカー等スタジアムの整備のその後の経過，ドルフィンポート跡地等の開発のその後の経過，路面電車観光路線の新設のその後の経過について説明を受け，質疑。今後の委員会の取組について協議

30日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題，河川改修，港湾整備，バイパス建設のその後の経過について説明を受け，質疑。今後の委員会の取組について協議

31日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過，桜島火山の爆発回数及び降灰量等，桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応，桜島火山対策に係る今後の日程（案）及び取組について説明を受け，質疑。今後の委員会の取組について協議

## 11月

1日 ○総環委 請願1件，陳情3件を審査

○防福こ委 請願1件を審査。報告事項として，児童相談所候補地の比較検討状況，本園・分園の保育士等配置基準の見直しに係る経過報告について説明を受け，質疑

○市文委 陳情2件を審査。報告事項として，パートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用の拡大について説明を受け，質疑

○建消委 陳情1件を審査。陳情第33号を不採択。報告事項として，鹿児島市住生活基本計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け，質疑

2日 ○議運委 令和5年第4回市議会定例会，肥薩おれんじ鉄道に対する財政支援，議会改革，



令和5年度議場音響映像設備の更新，議員出退表示システムについて協議

6～8日

○産観企委 令和4年度各企業会計決算の議案6件を審査し，原案可決及び認定。報告事項として，第4期鹿児島市中心市街地活性化基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け，質疑

6～10・13～16日

○決算委 令和4年度一般会計・特別会計決算の議案9件を審査し，いずれも認定

11日 ○桜島爆発 桜島火山爆発総合防災訓練を視察。（於：桜洲小学校，桜洲小バス停，南栄リース桜島アリーナ，桜島公民館，溶岩グラウンド多目的広場，補助体育館前，補助体育館）

29日 ○議運委 令和5年第4回市議会定例会（会期日程，会議録署名議員，12月5日の本会議運営），肥薩おれんじ鉄道に対する財政支援，議会改革，令和5年度議員研修会，議員出退表示システムの不具合，令和6年度一般会計予算の要求状況の公表について協議

## 12月

**第4回定例会** 令和5年第4回定例会は，12月5日から22日までの18日間にわたって開かれた。

この定例会では，市営住宅など126施設の「公の施設の指定管理者の指定に関する件」をはじめ，桜島地域の5小学校及び3中学校を廃止し，新たに義務教育学校として鹿児島市立桜島学校を設置する「鹿児島市立学校条例一部改正の件」や物価高騰対応重点支援対策及び職員の給与改定等に要する経費などを含む「令和5年度鹿児島市一般会計補正予算（第5号）」など議案28件を議決した。

このほか、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」を可決した。

また，閉会中の継続審査の取扱いとなっていた令和4年度一般会計，特別会計および企業特別会計の決算関係議案15件を議決した。

5日 ○本会議 第4回定例会の会期を18日間と決定。令和4年度決算関係議案15件について，決算特別委員長及び産業観光企業委員長の審査報告。討論（1人）。令和4年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算など議案10件については，起立表決（電子表決）の結果，いずれも原案可決並びに認定。その他の議案5件についても，いずれも原案可決並びに認定。公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案28件を一括上程。市長提案説明

7日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等，議案の付託，陳情の付託について協議

11日 ○本会議 個人質疑（5人）

○議運委 個人質疑発言通告について協議

12日 ○本会議 個人質疑（5人）

13日 ○本会議 個人質疑（3人）。議案28件を関係常任委員会に付託

14日 ○総環委 職員の給与に関する条例等一部改正の件など議案4件を審査し，いずれも原案可

決。請願1件を審査。報告事項として、鹿児島市デジタル田園都市構想総合戦略～第2期鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）～（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、家庭ごみマイナス100グラムの取組状況、鹿児島市食品ロス削減推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑

○防福こ委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案9件を審査し、いずれも原案可決。請願1件を審査。報告事項として、すこやか入浴事業、第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市障害福祉計画第7期計画・鹿児島市障害児福祉計画第3期計画素案に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（仮称）素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市感染症予防計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施、第二次鹿児島市自殺対策計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施、分園を有する保育所等における過払金の返還、第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の確保必要数の確保に向けた今後の取組について説明を受け、質疑

○市文委 工事請負契約締結の件など議案5件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市谷山支所庁舎改修基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、令和5年度教育委員会活動の点検・評価、鹿児島商業高等学校の男女共学化等に伴う施設整備の変更、教育委員会における国家賠償請求事件、鹿児島市新学校給食センター整備基本計画（素案）について説明を受け、質疑

○産親企委 土地改良事業の計画の変更に関する件など議案9件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市立病院再整備の検討状況、第2期鹿児島市病院事業経営計画（令和5年度改訂版）（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑

○建消委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案5件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、西駅西口公園リニューアル（案）、都市計画見直しについて説明を受け、質疑

20日 ○議運委 意見書案の取扱い、閉会中の継続調査の件、12月22日の本会議運営（まつお（晴）議員の個人質疑における発言取消し、たてやま議員の討論における発言訂正、質疑における発言通告の確認のあり方、12月22日の本会議運営）、のぐち議員からの発言について協議

22日 ○本会議 まつお（晴）議員の発言取消しを許可。たてやま議員の発言訂正。公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案28件について、5常任委員長の審査報告。討論（1人）。特別職の職員の給与に関する条例等一部改正の件など議案6件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案22件についても、いずれも原案可決。意見書案1件を上程。提出者説明及び委員会付託を省略。原案可決。陳情1件を上程。委員長報告省略。討論（1人）。起立表決（電子表決）の結果、不採択。請

願・陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決。下鶴市長及び川越議長あいさつ

(注) 略記した各委員会等の正式名称は次のとおり

総環委・・・・・・・・・・総務環境委員会  
防福こ委・・・・・・・・・・防災福祉こども委員会  
市文委・・・・・・・・・・市民文教委員会  
産観企委・・・・・・・・・・産業観光企業委員会  
建消委・・・・・・・・・・建設消防委員会  
議運委・・・・・・・・・・議会運営委員会  
桜島爆発・・・・・・・・・・桜島爆発対策特別委員会  
都市整備・・・・・・・・・・都市整備対策特別委員会  
本港区・・・・・・・・・・鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会  
決算委・・・・・・・・・・決算特別委員会

## 令和5年第4回市議会定例会において可決された意見書

### 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保 のための経済的支援制度の確立を求める意見書

令5.12.22 第4回定例会で可決  
提出先 衆議院議長，参議院議長  
内閣総理大臣，内閣官房長官  
こども政策担当大臣  
財務大臣，文部科学大臣  
総務大臣

文部科学省の公表によると、令和4年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は、10年連続で増加しており、全国で29万9,048人、鹿児島県内においても3,821人の児童生徒が不登校とされており、依然高水準で推移しています。また、不登校の定義となっている「年間欠席30日以上」の条件には該当しないものの、潜在的な不登校児童生徒の存在も散見されます。

このような状況の中、フリースクール等の民間施設は、不登校の児童生徒にとって安心して学びを継続していける居場所としての重要な選択肢となっている側面があります。一方で、フリースクール等を利用する際には、保護者や児童生徒に多額の経済的負担はもちろんのこと、身近に通うところがない場合には、遠方への通学にかかる時間的負担、身体的負担、心理的負担など様々な課題があり、このような負担を抱える保護者や児童生徒に対しての支援が必要であると考えます。

以上のことから、現状では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」という。）の基本理念2に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」が充実しているとは言いがたい状態であり、早急な具体策を講じる必要があります。

よって、国におかれては、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

#### 記

1. 教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を早急に進めること。

## 令和5年第4回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 33 号	受 理 年 月 日	令 5. 8. 17
件 名	鹿児島市営住宅条例一部改正による駐車場管理料金設定について		
結 果	令和5. 12. 22 第4回定例会で不採択		
付託委員会	建設消防委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、令和6年度から御所下住宅の駐車場を市が管理し、駐車場使用料を年額1千円から月額2千円に設定する案が出ているが、納得のいく内容ではないことから、金額設定や管理内容を再考し、上限額を年額6千円(月額500円)とするよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、駐車場の管理方法については、3年2月の定期監査において、「市営住宅の駐車場は、条例上、共同施設と位置づけられているが、現状は全ての駐車場について行政財産目的外使用として許可している。また、使用料については、ツインハウス南林寺住宅のみ行政財産目的外使用料を徴収し、その他は各住宅の自動車保管場所管理組合に管理を委ね、全額免除している。公営住宅の駐車場の管理については、平成8年の公営住宅法の一部改正に伴う国からの通知を踏まえ、適切な対応を図りたい」との意見があったことを機に、国の通知等や国が示す管理標準条例、他都市の状況を踏まえ見直しを行うもので、見直しの内容としては、条例・規則上で共同施設として駐車場を位置づけ、市が使用者に対し使用を許可する方式に改めるものである。駐車場使用料の金額については、国が示す管理標準条例の規定では近傍同種の駐車場使用料を限度とすることとなっているが、高額となるため、県営住宅の算定方法を参考に標準的な駐車場整備費から算定しており、一定の低廉性が確保されていること、また、県営住宅では20年近く同等の使用料を徴収していることから、適切な金額であると考えている。徴収した駐車場使用料については、駐車場使用許可等の事務関連業務や巡回指導業務、簡易修繕業務など指定管理業務の委託料のほか、市が施工する舗装等の修繕工事、住宅建て替え等に伴う駐車場整備費等に使用することとなる。</p> <p>以上を踏まえ、令和5年10月、市営住宅条例施行規則の改正を行い、駐車場使用料について、御所下住宅が含まれる合併前市域(既存集落活性化住宅を除く)は1区画当たり月額2千円とし、経過措置として使用料を半額とする期間については1年間で検討していたが、使用者からの要望や昨今の物価高騰に対し、国や自治体が多種多様な施策を講じている状況等を踏まえ、2年間とすることとし、6年4月から運用を開始することとしている。</p> <p>今後においても、改正の内容に関する説明等の文書を全戸配布するなど、入居者の理解が得られるよう丁寧な対応をしていきたいと考えているとの説明がなされた。</p>			

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「平成8年の国からの通知以降、27年間、従来どおりの取扱いになっていたにもかかわらず、この2年ほどであまりにも事務的に進めており、このような陳情が出ること自体にも不満を持っていることから、本件については採択したい。」という意見、「当局の説明によると、駐車場使用料については、国が示す管理標準条例の規定では近傍同種の駐車場使用料を限度とすることとなっているが、高額となることから、県営住宅の算定方法を参考に、標準的な駐車場整備費から算定しており、一定の低廉性が確保されていること。また、県営住宅では20年近く同等の使用料を徴収しており、適切な金額であると考えているとのことであり、駐車場の管理内容を踏まえると、月額2千円の駐車場使用料の設定については、一定の低廉性が確保され適正な金額であると考えことから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

# 議長会報告

(令和5年10月～12月)

## (1) 開催状況

年 月 日	会議名及び場所	主な議題等	主な議決事項等
令和5.10.24(火)	九州市議会議長会 第3回理事会 於：佐世保市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出議案16件の審議等について</li> <li>※うち鹿児島県関係分2件</li> <li>・全国市議会議長会評議員会提出議案の審議について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「南九州地域の交通網の整備促進について」など議案16件を可決し関係省庁等への実行運動を行うことを決定</li> <li>・「特別支援学級の増設・開設への補助金等の財政支援について」及び「九州における高速交通網等の整備促進について」の正議案2件及び予備議案1件を全国市議会議長会評議員会提出議案とすることを決定</li> </ul>
令和5.11.8(水)	九州市議会議長会 支部長・相談役会議 於：東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月の第3回理事会で可決した議案16件の関係省庁等への実行運動等について</li> <li>※うち鹿児島県関係分2件 (内容については、第3回理事会に同じ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「南九州地域の交通網の整備促進について」など議案16件について、関係省庁等への実行運動</li> </ul>
	鹿児島県市議会議長会 臨時総会 於：東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月の定期総会で可決した議案28件の関係省庁等への要望について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路整備等公共事業関係予算の確保について」など28件について、関係省庁等要望先の確認</li> <li>・本県関係国会議員との意見交換等</li> </ul>
令和5.11.9(木)	全国市議会議長会 第233回理事会・ 第115回評議員会合同 会議 於：東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長提出議案5件及び部会提出議案18件の審議等</li> <li>※うち、九州部会関係分2件 (内容については九州市議会議長会第3回理事会において全国市議会議長会評議員会提出議案として議決された正議案に同じ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議」及び「九州における高速交通網等の整備促進について」など議案23件を可決し関係機関への実行運動を行うことを決定</li> </ul>

## (2) 議決された要望等

### ① 九州市議会議長会第3回理事会（令和5.10.24開催）

#### ア 鹿児島県関係分2件

### 農林漁業の振興対策について

近年、世界的な人口増加等による食料需要の増大や気候変動による生産減少など、様々な要因によって食料の安定供給に影響を及ぼす中、大きく輸入に依存する我が国では、食料品や生産資材などの値上げ、化石燃料の高騰などにより、国民の生活に対する不安感は日に日に増している。

その中でも食料は、人間の生命維持・健康で充実した生活をする上での基礎であることから、農林漁業の振興は、食糧安全保障上の観点から、国・地方自治体において注力すべき最重要課題の一つである。

しかしながら、我が国の農林漁業は、高齢化、担い手不足による労働力の減少、荒廃森林・林地開発の増加、自然環境の変化等による漁獲量の減少等により生産基盤が脆弱化したことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響は、国内の農林漁業にかかる生産、流通、消費等あらゆる分野に対して過去にない大きな打撃を与え続けている。併せて、ロシアによるウクライナ侵攻や急激な円安により、配合飼料や肥料、燃料等農業用資材価格の高騰に歯止めがかからず、農業経営を圧迫する事態も生じている。

こうした中、農林漁業の持続的な発展のためには、農地、森林、海洋生物資源等の適正な管理保全及び担い手の育成・確保とともに、食料自給率の向上等の取り組みが不可欠である。

このようなことから、国においては、下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

#### 記

1. 過疎地域及び中山間地域等における現状を踏まえた農地利用の最適化や基盤整備、環境整備等に資する施策を積極的に推進し、農業の振興、農業経営の安定・効率化と地域環境整備等を図ること。  
また、未相続地の取扱いが困難なことから、基盤整備等が立ち遅れている農地等が多く存在するため、未相続地の有効利用に関する法的な整備を図ること。
2. 担い手不足や労働力不足を解消するため、自動化技術による省力化などICT技術活用による効率的で高品質な作物生産を目的としたスマート農業を推進するとともに、生産機械等導入に係る農家の負担軽減を図るため、支援策を強化すること。
3. 農業所得向上のための小規模農家に対する支援策を充実・強化すること。
4. 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
5. 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実するとともに



- に、口蹄疫、鳥インフルエンザ及び豚熱などの家畜伝染病等に対する支援策・防疫体制を拡充すること。
6. 過疎化や高齢化に伴う荒廃農地の発生等により、有害鳥獣の生息域が拡大している中、農作物に甚大な被害を与えている有害鳥獣駆除等の被害防止対策を推進するとともに、自治体の負担軽減を図ること。
  7. 農業用資材価格の高騰に起因する農業経営への影響を緩和すべく、各種補助制度による支援策の充実を図ること。
  8. 国土の保全、水源の涵養等の森林のもつ重要な役割を維持するため、森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、治山事業等の推進、林産物の供給対策等の支援、木材利用の促進その他林業振興のための施策を推進すること。
  9. 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗生産体制の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。

### 南九州地域の交通網の整備促進について

交通網の整備充実は、産業、経済、観光、文化の振興、災害時における避難、救助などに重要な役割を果たすものである。

とりわけ、国土の中枢部から遠く離れた鹿児島県域では、中央あるいは九州域内を結ぶ交通網の整備は地域活性化を推進し、少子高齢化が進む中、救急医療体制の構築や地方への医師派遣など、安心安全な社会の実現を図る上でも、重要かつ緊急な課題である。

また、地方創生及び国土強靱化を推進するため、道路整備や維持管理を計画的かつ着実に進めていくことが求められている。

よって、国においては、地方が真に必要な道路を整備するための予算を安定的に確保されるとともに、広域的な交通網の整備促進のため、下記事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

#### 記

1. 道路整備の必要性及び地方財政の危機的状況に十分配慮し、長期安定的な整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、令和6年度道路関係予算の要求額を満額確保し、防災・減災・国土強靱化を強力かつ継続的に進めていくために、公共事業関係予算の総枠を十分確保すること。

また、激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応し、地方公共団体への人的・技術的支援のため、地方整備局の体制を充実・強化すること。

2. 東九州自動車道の建設促進について

- (1) 「南郷～奈留」間の早期事業化を図ること。
  - (2) 「日南東郷～油津」間, 「夏井～志布志」間の供用予定年次の明示及び早期完成を図ること。
  - (3) 「油津～南郷」間, 「奈留～夏井」間の整備促進を図ること。
  - (4) 「隼人東 I C～隼人西 I C」間の 4 車線化の早期完成を図ること。
  - (5) 暫定 2 車線区間における 4 車線化の優先整備区間である「末吉財部 I C～隼人東 I C」間の早期事業化を図ること。
3. 南九州西回り自動車道の整備促進について
- (1) 芦北出水道路及び阿久根川内道路の供用開始予定年次の明示及び早期完成を図ること。
  - (2) 阿久根川内道路の全区間における用地取得及び工事着手など更なる整備促進を図ること。
  - (3) 暫定 2 車線区間における 4 車線化の優先整備区間である「美山 I C～伊集院 I C」間の事業中区間の整備促進及び残る区間の早期事業化を図ること。
4. 高規格道路等の整備促進について
- (1) 鹿児島東西幹線道路の「田上 I C～甲南 I C（仮称）」間の早期完成及び甲南 I C（仮称）以東の早期事業着手を図ること。
  - (2) 鹿児島南北幹線道路の早期事業化を図ること。
  - (3) 北薩横断道路の「溝辺道路」, 「宮之城道路」及び「阿久根高尾野道路」の早期開通を図ること。
  - (4) 都城志布志道路の早期全線供用開始, 「曾於志布志道路」及び「都城末吉道路」の早期事業化を図ること。
  - (5) 鹿児島港臨港道路（鴨池中央港区線）の早期整備を図ること。
  - (6) 大隅縦貫道の「吾平道路」の早期完成, 「吾平大根占田代道路」の早期整備及び国道 448 号以南の整備促進を図ること。
  - (7) 薩摩半島横断道路の早期整備を図ること。
  - (8) 大隅横断道路の早期事業化を図ること。
5. 一般国道の整備促進について
- (1) 国道 10 号について
    - ア 鹿児島北バイパス及び白浜拡幅（4 車線化）の早期完成を図ること。
    - イ 深川交差点の改良を図ること。
  - (2) 国道 220 号について
    - ア 垂水市牛根境防災及び古江バイパスの早期完成を図ること。
    - イ 垂水市境川地区・磯脇地区及び志布志市志布志町帖地区の歩道の整備促進を図ること。
    - ウ 霧島市亀割峠防災の整備促進を図ること。
  - (3) 国道 225 号について
    - ア 峯尾峠の視距改良事業 L = 1,000 m の早期着手を図ること。
    - イ 川辺峠南九州市側の登坂車線未整備区間 L = 800 m 及び連続カーブ区間 L = 700 m の早期整備を図ること。
    - ウ 南九州市川辺町田代地区の登坂車線の早期整備を図ること。

- エ 南九州市川辺町木場田橋の改修を行うこと。
  - オ 南九州市川辺町両添上交差点と両添交差点及び周辺の両添地区事故対策事業の早期完成を図ること。
  - カ 南九州市川辺町平山地区の歩道及び交差点の早期整備を図ること。
- (4) 国道 226 号について
- ア 喜入防災の早期着工を図ること。
  - イ 北十町歩道の早期完成を図ること。
  - ウ 「指宿市十二町交差点～鹿児島市平川道路起点」間の当面の交通の円滑化と安全性の確保を図るため、線形改良や道路拡幅、交差点の改良、歩道の設置等の整備を図ること。
  - エ 「鹿児島市喜入旧市交差点～同市平川道路起点」間の 4 車線化に向けた調査検討を進めること。
  - オ 南さつま市笠沙町笠沙道路（高崎山地区～野間池地区間）の早期完成を図ること。
  - カ 南さつま市坊津町久志拡幅（久志地区）の早期着工を図ること。
  - キ 南さつま市坊津町坊道路（耳取峠）の早期着手を図ること。
  - ク 南さつま市笠沙町野間池地区から同市坊津町秋日地区の早期着手を図ること。
  - ケ 指宿市山川成川地区（山川高校前交差点）の早期着手を図ること。
  - コ 南九州市顛娃町長崎地区及び「顛娃町大川～知覧町門之浦」間の歩道設置の早期着手を図ること。
  - サ 改良済み区間の老朽化対策の強化を図ること。
- (5) 国道 270 号の道路拡幅、道路線形の改良及び付加車線等の整備を促進し、歩道の整備を図ること。
- (6) 国道 447 号の「宮崎県えびの市真幸地区～鹿児島県伊佐市大口青木地区」間のバイパスの早期完成を図ること。
6. 島原天草長島連絡道路構想及び三県架橋構想の推進について
- (1) 島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査を再開すること。
  - (2) 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討を実施すること。

#### イ 全国市議会議長会評議員会提出議案（鹿児島県関係分）

### 九州における高速交通網等の整備促進について

九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り、多極分散型の国土形成を促進するためには、高速交通網の整備充実が不可欠である。

中央経済圏から遠隔の地にある九州においては、本州方面及び九州内各地を結ぶ高速交通網の整備

が総体的に遅れており、このことが九州の発展を阻害する要因ともなっている。

九州の高速交通網の早期完成は、九州域内のみならず、本州との産業、経済の交流が促進され、地域の医療、災害時の輸送路確保等の住民生活の安定が図られるなど、多大な波及効果をもたらし、九州地域の一体的発展に貢献するものと期待されている。

よって、国においては、九州地域の一体的発展を図るため、下記事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

#### 記

1. 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備及び JR 在来線の輸送改善を行うとともに、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを行い、所要の整備財源を確保すること。
2. 高規格幹線道路（東九州自動車道、西九州自動車道、九州横断自動車道延岡線、南九州西回り自動車道）、地域高規格道路及び主要国道の整備促進、早期全線供用を図ること。
3. 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の早期実現に向けた所要の調査の再開を図ること。
4. 離島航路の海上高速交通体系が現状どおり維持されるよう、高速船ジェットフォイルの代替船建造を推進し、新船建造に対する財政的支援を行うとともに、特定国境離島の観光振興のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金にかかる航路・航空路運賃の低廉化の対象者について、当該地域を訪れる者に拡大すること。
5. 沖縄県の均衡ある発展と慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、沖縄本島を南北に縦断する鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入を図ること。
6. 道路整備に加え災害時の現場対応や自治体支援において大きな役割を担う国(九州地方整備局等)の人員体制について、引き続き充実・強化を図ること。
7. 道路施設の定期点検の結果を踏まえ、予防保全による道路の老朽化対策の一層の推進を図ること。

#### ② 全国市議会議長会第115回評議員会（令和5.11.9開催）

※会長提出議案5件

#### 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議

地方分権が進み、市議会の果たすべき役割と責任は重要性を増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には多様化する民意の集約と市政への反映が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会に求められる使命を果たす上でふさわしいものか疑問を呈する指摘もある。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会に共通の緊要な課題である。

また、本年4月の統一地方選挙では、無投票当選者の割合が高まるなど、特に小規模市議会における議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速などにより、議員のなり手不足が多く、の市に広がるのが危惧される。多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せて社会のデジタル化に対応して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

よって、国においては、地方議会の活性化に向けて、下記事項について一体的・総合的に検討し、着実に実現されるよう強く要望する。

## 記

### 第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

#### 1 地方自治法改正の周知と主権者教育の推進

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の役割や議員の職務等が地方自治法に明文化されたことについて十分に周知を図るとともに、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の市議会への参画促進の一助とするため、主権者教育を一層推進すること。

#### 2 会社員が立候補しやすい環境の整備

今や就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、若者や女性を含む幅広い会社員層から市議会の議員に立候補しやすい、また、議員との兼業が認められる環境を整える必要がある。

このため、立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休暇・休職、任期満了後の復職などについて、事業主の理解を得るための取組を進めるとともに、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

#### 3 選挙制度の見直し

統一地方選挙における統一率が低下傾向にある中で、有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

あわせて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げや、一般市の議員の候補者を寄付金控除の対象とすることについて検討すること。

#### 4 小規模市の議員報酬の引上げ等を促進する財政支援

(議員報酬の引上げ)

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げられるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

(兼業議員のための所得損失手当の創設)

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多く、当面は、会社員も兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、会社員と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当(仮称)の創設を検討すること。

## 5 育児手当の創設

子育て世代の若者や女性の地方議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

## 6 政治分野における男女共同参画の推進

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、議員活動と出産・育児、介護等の両立支援のための体制整備、ハラスメント防止に係る研修の実施や相談体制の整備等の取組に対し支援を行うこと。

## 7 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

## 8 地方議会のデジタル化の促進

(1) 本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布、議事の自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を行うこと。

(2) 感染症のまん延や大規模災害の発生により会議場での会議を開催すること自体が困難な場合に加え、出産・育児、介護、疾病等の事情により会議場に参集することが困難な場合についてオンラインでの出席を可能とするなど、本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン開催の取組を支援すること。

## 9 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

(1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。

(2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。

① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備

- ② 議員の調査研究，政策提起能力の涵養に資する研修会の開催，議会図書室の充実（公立図書館，大学図書館等との連携を含む）
- ③ 地域における子ども議会や女性議会の開催，有識者等との連携，その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

## 第2 地方議会の権能強化

### 1 議長への議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り，議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

### 2 議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため，議決を要する「契約に係る種類・金額の要件」及び「財産の取得・処分に係る面積・金額の要件」について，各地域の実情や，議決を契約単位とすべきとする判例を踏まえ，政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し，地域の実情に即した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

### 3 予算修正権の制約の解消

議会の政策提起機能を充実させるため，現在，長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し，議会の予算に対する関与を強化すること。

### 4 再議（一般的拒否権）の対象の明確化

地方自治法第176条第1項の一般的拒否権は，否決された議決については適用することができないと解されているが，明文化されておらず，議会で否決された事件が再議に付される事例が生じている。このため，否決事件を対象外とすることを明確に規定すること。

### 5 専決処分の対象の見直し

専決処分の対象について，議会が否決（不同意）した事件を対象外とする旨を明確に規定すること。

### 6 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では，議会は，閉会中，その活動能力が失われ，例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が，その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため，常時活動している執行機関に対する適切な監視や，突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから，議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

### 7 意見書の積極的な活用

全国の市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第99条に基づく意見書については，これを調査・分析・評価し，国の政策立案に積極的に活用するとともに，その状況等を公表すること。

## ポストコロナを展望した地方行財政の充実に関する決議

新型コロナウイルス感染症のまん延やウクライナ情勢・円安に伴うエネルギー価格・物価高騰は、国民生活や雇用環境に深刻な影響を及ぼし、地域経済に甚大な打撃を与えてきた。また、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などにより経済・社会・地域の構造変化に拍車がかかり、地方移住の関心の高まりやテレワークの普及など国民の価値観や生活態様も変わりつつある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、こども・子育て政策の強化や福祉・医療サービスの充実、防災・減災対策の推進、地域の資源を生かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、ポストコロナの我が国の未来像を幅広く展望し、地方税財源の確保をはじめ、地方創生及び地方分権の推進など、地方行財政の充実に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 地方税財源の充実強化

##### (1) 令和6年度一般財源総額の確保

コロナ禍の長期化等によって地域経済の低迷が続き、地方財政の恒常的な財源不足が懸念されるため、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保充実を図ること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

地方の財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債が累増することがないように、その発行を可能な限り縮小すること。

##### (2) 地方税の充実確保

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるほか、適正・公平な課税の実現と新たな課題に対応する観点から、以下の事項に取り組むこと。

① 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性の向上や賃上げの促進など、経済対策や政策的措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

② 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中、社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業など、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるようにすること。

③ ゴルフ場利用税について、引き続き現行制度を堅持すること。

④ 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。

⑤ 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、法人課税に関する国内の税制を整



備する場合には、地方法人課税分が含まれる点を踏まえて制度を構築すること。

## 2 地方創生の推進

### (1) デジタル田園都市国家構想の着実な推進

地方創生の推進及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地方の主体的かつ継続的な取組を支援するため、「デジタル田園都市国家構想交付金」については、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、更なる制度の拡充やより弾力的で柔軟な取扱いを図ること。

### (2) 「地方創生推進費」の継続・拡充

地方財政計画における「地方創生推進費」を継続・拡充するとともに、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

### (3) 地方創生関連施策の拡充

- ① 地方拠点強化税制については、制度の継続とともに、支援対象や優遇措置の拡充を図ること。
- ② 地方の意見を踏まえ、「地方大学・地域産業創生交付金」の採択件数の拡大を図ること。
- ③ 地方創生に資するテレワークの推進、地方へのサテライトキャンパス設置など地方創生施策を積極的に展開すること。

## 3 地方分権の推進

### (1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への「事務・権限の移譲」と「義務付け・枠付けの緩和」を進めること。

事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌化に積極的に取り組むこと。

### (2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

## 4 こども・子育て政策の強化

児童手当の拡充、こども誰でも通園制度（仮称）の創設など、「こども・子育て支援加速化プラン」において示されている全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保すること。

全国一律で行う施策に加え、地方がその実情に応じて行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。

## 5 デジタル社会の実現

### (1) デジタル格差の解消

地域におけるデジタル格差が生じないように、5G、光ファイバ等のデジタルインフラを早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

### (2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条，表現，プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように，個人情報目的外利用や第三者への提供に係る取扱いを含め，個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 基幹業務システム標準化の円滑な実現等

地方自治体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行が円滑かつ確実に実現できるよう，各自治体の状況に応じたきめ細かなフォローアップに努めるとともに，移行が困難なシステムを柔軟に認定するなど，適切な移行期限を設定すること。

また，「デジタル基盤改革支援補助金」については，補助基準上限額の超過が見込まれることから，予算の大幅な拡充，補助上限額の見直し及び交付対象の拡大を図り，移行に係る経費について全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。

さらに，ガバメントクラウドの利用料については，先行事例や既にクラウドで運用している地方自治体の実証分析等を行った上で，地方の意見を丁寧に聴きながら協議を進めるとともに，国と地方自治体のネットワーク統合等により地方自治体の負担増とならないよう配慮すること。

地方の情報産業の発展やこれを支える人材育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

6 その他

地方制度調査会の運営に当たっては，複雑・多様化する地方自治の制度と運用の在り方について調査審議を進めるため，総会及び専門小委員会における地方代表の発言機会を拡充すること。

### 感染拡大防止と社会経済活動の両立に関する決議

新型コロナウイルス感染症については，令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類に移行され，これに伴い感染対策は，法律に基づき行政が様々な要請・関与を行う仕組みから，個人の選択を尊重し，国民の自主的な取組を基本としたものに変更された。

しかしながら，新型コロナウイルスの感染力や変異の可能性は引き続き社会に対し大きな影響を与えるとともに，新たに患者を受け入れている医療機関では十分な感染対策を行うことが重要となっている。

一方，新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大に伴い，一連の感染拡大防止対策が長期化したことにより地域経済が危機的な状況に追い込まれ，国民生活や雇用環境に甚大かつ深刻な影響を及ぼしてきた。今後も引き続き感染拡大防止対策や医療提供体制の強化に取り組むとともに，今後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ，回復基調にある経済の底上げや疲弊する地域の再生のために必要な諸施策を迅速・果敢に講じるべきである。

よって，国においては，感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて，下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 感染拡大防止等について

- (1) 感染拡大防止や医療提供体制の確保等のため、地域の実情に応じて地方自治体が独自に実施する取組に対し、十分な財政支援を講じること。
- (2) 国民が自主的な判断により適切な対策を講じることができるよう、様々な場面において注意すべき感染対策や行動について、分かりやすく丁寧に周知すること。
- (3) 新たな変異株の全国的な感染拡大を防ぐため、必要な場合には、迅速かつ的確に万全の措置を講じること。
- (4) ワクチン接種について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、接種体制の確保に要する経費に対しては国負担により確実な財政措置を講じること。

また、令和6年度以降のワクチン接種については、希望する国民に混乱なく接種できるよう、予防接種法上の位置付けや接種時期、接種対象者等の具体的な方針を早期に示すとともに、必要な財政措置を講じること。

- (5) ワクチン接種を安心して受けられるよう、有効性、必要性、安全性及び副反応等のより具体的に正確な情報を、国民に対し適切かつ迅速に提供すること。
- (6) 特措法に基づく都道府県知事の権限については、今後、検証を行った上で、指定都市・中核市・保健所設置市が要請する場合、財源と併せて移譲を受けることが可能な制度とすること。

2 医療提供体制等の強化について

- (1) 新たに新型コロナ患者を受け入れる医療機関に対して、感染対策に必要な設備整備等への支援を行うとともに、医療体制の見直しについて医療機関や地方自治体への周知を徹底すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により医業収支が悪化している医療機関については、引き続き地域医療提供体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の後遺症については、国において十分に調査・分析を行い、治療や相談支援等の体制整備を行うこと。
- (4) 今後、未知の感染症が再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制を抜本的に強化すること。また、医療提供体制全体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

3 経済対策等について

- (1) 地域経済の本格的な再生を図るため、当面の物価高騰対策に加え、企業収益力の向上、職業能力の再開発、持続的な賃上げ、非正規雇用の正規化など、投資・雇用・所得のあらゆる面で強力な対策を講じること。
- (2) 感染症対策や経済対策等を目的とした地方に対する交付金については、感染状況や経済状況等に対応して地方自治体が必要とする額を十分に確保するとともに、地域の実情に応じ適切かつ弾力的に運用できる制度とすること。
- (3) コロナ禍で厳しい状況が続いていた観光の本格的な復興のため、地方の観光を活性化し地方創生につなげていくための必要かつ十分な財源を確保すること。

## 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務である。

また、災害発生後の迅速な復旧・復興対策や災害時における感染症対策も重要である。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、除排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備など、雪害対策の推進を図ること。

#### 2 土石流対策の強化について

改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、規制区域指定のための基礎調査が必要となるが、地方自治体の事務負担や経費の増加が見込まれることから、負担軽減に向けた制度設計を検討するとともに、財政的及び技術的支援を積極的に講じること。

#### 3 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

#### 4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組むため、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進すること。

また、改正後の国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策後も継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を別枠で確保するなど十分配慮すること。

- (3) インフラの防災・老朽化対策について、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、地方財政計画における公共施

設等適正管理推進事業債の所要額の確保，対象事業の拡大を図ること。

- (4) 災害時の停電防止のため，送電・配電施設の強靱化，非常用電源対策の強化について，事業者とともに取組を推進すること。また，その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても，一層の強靱化を図ること。

#### 5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお，将来の災害に備え，原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど，補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では，地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから，発生後，関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については，災害救助法や被災者生活再建支援法，国の個別補助制度など，趣旨の異なる支援制度が存在することから，被災者にとって分かりやすく，不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお，被災者生活再建支援制度については，支給額の増額，適用条件の緩和など，更なる充実を検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み，災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について，国において周知を図るだけでなく，保険料控除制度の拡充など，加入促進に向けた取組を図ること。

#### 6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 避難所については住民の速やかな避難行動を促すためにも，冷暖房整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など，きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し，適切に避難行動がとれるよう，ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し，国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。
- (3) 地方自治体による適時適切な避難指示等の発令に資するため，災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また，線状降水帯予測精度向上のための二重偏波気象レーダーの設置及び迅速な地震速報や津波予警報のための多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。
- (4) 災害ハザードエリアに居住する住民等について，安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。
- (5) 避難所における感染症対策のため，設備・備品の確保，医療救護体制の整備などを支援すること。

#### 7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため，消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため，消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を

拡充すること。

8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

### 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災の発生から12年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者や被災企業への各種支援、農林水産業の再生等に加え、原子力発電所事故に起因する風評対策、放射性物質トリチウムを含むALPS処理水の処分など困難な課題が山積している。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰に伴う復旧・復興事業への影響など対処すべき課題が複雑多様化しており、被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応が必要となっている。

よって、国においては、持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、一日も早い被災地全体の復旧・復興に向け、特に下記の事項を実現されることを強く要望する。

#### 記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 「第2期復興・創生期間」における財政支援

- ① 震災復興特別交付税等地方財政措置について、被災地の実情に応じ、継続的な措置を講じること。
- ② 地盤沈下区域の嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援措置を講じること。

(2) 被災者の生活再建支援等

- ① 被災者の生活再建に向け、雇用対策や被災者支援総合交付金による支援など各種措置の充実強化を図ること。
- ② 災害援護資金の償還について、自治体の国に対する償還期限を延長するとともに、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成措置を講じること。
- ③ 生活保護、介護、保健・医療について、被災地の実情に応じた支援措置の充実強化を図ること。
- ④ 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要

する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。

(3) 地域産業の復旧・復興への支援

- ① 水産業及び関連産業、地元企業や商店街の本格的な復興など地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。
- ② 交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、特段の措置を講じること。

(4) 伝承活動への支援

震災の記憶と教訓を後世に伝承していくため、人材育成、研修、情報交換など伝承活動の環境整備に取り組むこと。

2 原子力発電所事故災害への対応について

(1) 放射性物質対策事業の推進

- ① 除去土壌等の仮置場の原状回復など予算の確保に万全を期すとともに、現場保管に係る搬出困難事案の解消について制度設計を行うこと。

また、将来的に、搬出困難事案の対応については国の責任において最後まで実施すること。

- ② 仮置場での利用後、当該用地に集会所など福祉向上に資する施設等を整備する場合について、財政措置を講じること。
- ③ 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）については、特定廃棄物埋立処分施設へ安全かつ早期に搬出すること。
- ④ 除去土壌等の県外最終処分に関する計画を提示すること。
- ⑤ 全ての除去土壌等が撤去された後のリアルタイム線量測定システムの配置のあり方については、各自治体や地域住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら、配置基準や諸手続きを示すこと。

(2) 確実な汚染水・処理水対策

- ① ALPS 処理水の海洋放出は、今後数十年の長期にわたることが見込まれていることから、国が前面に立ち、最後まで全責任をもって万全な対策を講じること。
- ② トリチウムの分離技術について、実用化の可能性を前向きに評価し、当該技術の実用化に向けて全力を尽くすよう、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）に対し指導すること。
- ③ 根本的な原因である汚染水の発生を抑制し、将来的には防止するよう、高等教育機関などの様々な知見を参考にしながら抜本的な対策を講じるよう、東京電力に対し指導すること。

(3) 原子力損害賠償の適正な実施

- ① 被災者が独自に行った除染費用について、東京電力において全額賠償するよう強く申し入れること。
- ② 原子力災害に伴う市税等の減収及び住民の各種検査や風評被害対策など原子力発電所事故との因果関係が明らかな業務に要する費用について全額賠償するよう、東京電力に対し指導すること。

- ③ 国内外への正確な情報提供や農林畜産物等の販路拡大など，風評被害の防止・解消に向けた対策を強化し，風評の早期払拭を図るとともに，風評による損害に対する完全な賠償を早急に行うよう，東京電力に対し指導すること。
  - ④ 個人・法人及び自治体が被ったすべての損害に対し，適切で迅速な賠償を行うよう，東京電力に対し指導すること。
- (4) 原子力災害に係る各種施策の推進
- ① 風評は観光産業に深刻な影響を及ぼしており，観光地のハード整備及び各種観光施策等について財政措置を講じること。
  - ② ALPS処理水の海洋放出に伴う新たな風評の発生は，企業誘致活動や地域経済への影響が少なくないため，工業団地の整備及び企業誘致に係る助成制度の充実を図ること。
  - ③ 増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう，広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じること。
  - ④ 健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに，その費用の全額国庫負担を継続すること。
  - ⑤ 原発事故以前の健全な状態へ回復するまでの間，固定資産税を免除するとともに，市税等の減収分を補填するため震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。
  - ⑥ 避難指示等対象地域における医療費一部負担金，介護保険利用者負担，国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の被保険者の免除について，国の特別の財政支援を継続すること。
  - ⑦ 農林業系汚染廃棄物については，適切な処理の促進と最終処分までの適切な保管のため，技術的・財政的支援を継続すること。
- (5) 原子力災害にかかわる中長期的な対応
- ① 人への健康影響等が懸念される箇所が新たに判明した場合には，リスクコミュニケーションによる不安解消や線量低減化などの環境回復措置について，永続的な支援策を講じるとともに，将来的に国の責任において実施すること。
  - ② 原子力災害からの創造的復興を成し遂げるため，今後とも国が前面に立って，風評払拭や健康管理，心のケアなどに取り組むこと。
  - ③ 福島再生加速化交付金について，風評払拭の取組強化に向けた財政支援の拡充を図るとともに，地域の実情に応じた取組も対象とすること。



## 地方行財政調査会資料目録

(令和5年10月～12月)

議会図書室に地方行財政調査会の資料を保管しています。

項目は次のとおりですので、ご利用ください。

号 数	調 査 資 料 項 目	発 行 日
7111	特別職の報酬および特別職報酬等審議会の活動等調べ (2023. 8. 1現在)	R 5. 10. 18
7112 7113	広報紙の配布方法に関する調べ (2023年7月末現在)	R 5. 10. 23
7114	2023年度市税徴収実績調べ (2023年8月末現在)	R 5. 10. 26
7115	都市職員の地域貢献 (社会貢献) 活動等に関する調べ	R 5. 11. 8
7116	2023年度市税徴収実績調べ (2023年9月末現在)	R 5. 11. 13
7117	商店街組織が保有する施設・設備等に対する支援に関する調べ (2023. 9. 1現在)	R 5. 12. 5
7118	2023年度市税徴収実績調べ (2023年10月末現在)	R 5. 12. 14
7119	市政功労者表彰制度に関する調べ	R 5. 12. 15
7120	企業団地の用地提供方式等に関する調べ (2023. 8. 1現在)	R 5. 12. 20

## 図書室だより

◎新規購入図書（令和5年10月～12月）

議会図書室

図 書 名	著 ・ 編 者 名	発 行 所
判 例 地 方 自 治 No.502	地 方 自 治 判 例 研 究 会	ぎ よ う せ い
月 刊 ガ バ ナ ン ス 10月号	ぎ よ う せ い	ぎ よ う せ い
住民視点で考える！ 自治体議員 のための防災・復興の基礎知識	津 軽 石 昭 彦	第 一 法 規
もしも日本から政治家 がいなくなったら	金 子 恵 美	内 外 出 版 社
言葉かけから見直す 「不適切な保育」脱却のススメ	菊 地 奈 津 美 ・ 河 合 清 美（編著）	中 央 法 規 出 版
ヤングケアラー支援者の役割と連携 自治体×福祉機関×教育機関×地域	結 城 康 博 ・ 米 村 美 奈 ・ 黒 川 雅 子（編著）	ぎ よ う せ い
新人公務員のリスク管理術 これだけ知っていれば大丈夫！	菅 貞 秀 太 郎	学 陽 書 房
「市民活動家」は気恥ずかしい でも、こんな社会でだいじょうぶ？	小 竹 雅 子	現 代 書 館
ポイント別でわかりやすい！ 地方議会・議員の基礎知識	鶴 沼 信 二	中 央 文 化 社
自治体議会を考える そのあり方探求 住民の期待に応え議員としての役割を果たすために	川 崎 政 司	第 一 法 規
地 方 議 会 人 10月号	全 国 市 議 会 議 長 会 ・ 全 国 町 村 議 会 議 長 会	中 央 文 化 社
自治体情報誌「D-file」9月号 上	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
自治体情報誌「D-file」9月号 下	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
判 例 地 方 自 治 No.503	地 方 自 治 判 例 研 究 会	ぎ よ う せ い
月 刊 ガ バ ナ ン ス 11月号	ぎ よ う せ い	ぎ よ う せ い
地 方 議 会 人 11月号	全 国 市 議 会 議 長 会 ・ 全 国 町 村 議 会 議 長 会	中 央 文 化 社
自治体情報誌「D-file」10月号 上	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
自治体情報誌「D-file」10月号 下	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
議 員 必 携 第12次改訂新版	全 国 町 村 議 会 議 長 会 編	学 陽 書 房

図 書 名	著・編者名	発行所
あなたはどこで死にたいですか? 認知症でも自分らしく生きられる社会へ	小 島 美 里	岩 波 書 店
フットパスによる未来づくり (文化とまちづくり叢書)	神谷由紀子・泉 留維(編) ・日本フットパス協会(監修)	水 曜 社
入門都市計画 都市の機能と まちづくりの考え方 第2版	谷 口 守	森 北 出 版
池上彰のこれからの小学生に必要な教養 お金 政治 歴史 SDGs ネット	池 上 彰	主 婦 の 友 社
全国市町村要覧 令和5年版	市町村要覧編集委員会	第 一 法 規
学校の生成AI実践ガイド 先生も子どもたちも創造的に学ぶために	特定非営利活動法人 みんなのコード	学 事 出 版
判例地方自治 No.504	地方自治判例研究会	ぎ ょ う せ い
火山のきほん	下 司 信 夫(著) ・斎藤雨梟(イラスト)	誠 文 堂 新 光 社
SDGsで考える日本の災害 2 火 山 噴 火	藤 岡 達 也	大 修 館 書 店
かごしま維新伝心	岩 川 拓 夫(著) ・東雲ののか(絵)	南 方 新 社
内部通報システムのすべて	中原健夫・結城大輔・ 横瀬大輝・福塚侑也	金 融 財 政 事 情 研 究 会
九州の名城を歩く 宮崎・鹿児島編	岡 寺 良・竹中克繁・ 吉 本 明 弘(編)	吉 川 弘 文 館
国家安全保障と地方自治 「安保三文書」の具体化ですすむ大軍拡政策	井原 聡・川瀬光義・小山大介・ 白藤博行・永山茂樹・前田定孝	自 治 体 研 究 社
移動縁で変える地域社会 関係人口を超えて	敷田麻実・森重昌之・ 影山裕樹(編著)	水 曜 社
持続可能なチームのつくり方 幸福と成果が連動する	大 神 あ ゆ み	翔 泳 社
月刊 ガバナンス 12月号	ぎ ょ う せ い	ぎ ょ う せ い
地方議会人 12月号	全国市議会議長会・ 全国町村議会議長会	中 央 文 化 社
自治体情報誌「D-file」11月号 上	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
自治体情報誌「D-file」11月号 下	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
自治体情報誌「D-file」(別冊)冬号	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
できる Outlook パーフェクトブック困った!&便利ワザ大全 Office 2021& Microsoft 365対応 最新版	三 沢 友 治・で き る シ リ ー ズ 編 集 部	イ ン プ レ ス

図 書 名	著 ・ 編 者 名	発 行 所
Microsoft Teams 基本 & 便利技 改訂2版 (ゼロからはじめる)	リ ン ク ア ッ プ	技 術 評 論 社
捨てられる魚たち 「未利用魚」から 生まれた奇跡の灰干し弁当ものがたり	椰 木 春 幸	講 談 社
30年でこんなに変わった! 47都道府県の平成と令和	内 田 宗 治	実 業 之 日 本 社
データでみる県勢2024	矢野恒太記念会(編集)	矢 野 恒 太 記 念 会
こんなときどうする? 選挙運動150問150答 第2版	関 口 慶 太	ミ ネ ル ヴ ァ 書 房
DX時代の広域連携 スマートリージョンをめざして	大 西 隆 (編著)	学 芸 出 版 社
社会問題のつくり方 困った世界を直すには?	荻 上 チ キ	翔 泳 社
島津と武家史 武家の雄、島津一族の七百年 上	須 田 慎 太 郎	バ ジ リ コ
島津と武家史 武家の雄、島津一族の七百年 下	須 田 慎 太 郎	バ ジ リ コ
川 路 利 良 日本警察をつくった明治の巨人	加 来 耕 三	中 央 公 論 新 社
47都道府県・地質景観 / ジオサイト百科	鎌 田 浩 毅	丸 善 出 版
地域公共交通活性化再生法 法律・施行令・施行規則等 (重要法令シリーズ)	信 山 社 編 集 部 (編)	信 山 社
消費者事件実務マニュアル 〔第2版〕 被害救済の実務と書式	福 岡 県 弁 護 士 会 消 費 者 委 員 会 (編)	民 事 法 研 究 会
住民訴訟の法理と改革 自治体実務の現状と課題	曾 和 俊 文	第 一 法 規
列島の人々は火山災害にどのように向き合っ てきたのか 火山災害考古学から今を考える	五 味 文 彦 (監修)	山 川 出 版 社
フリーランスの働き方と法 実態と課題解決の方向性	鎌田耕一・長谷川聡(編)	日 本 法 令
自治を担う「フォーラム」としての議会 (自治体議会政策学会叢書・COPA BOOK)	江 藤 俊 昭	イ マ ジ ン 出 版
都市再開発実務ハンドブック 2023	国 土 交 通 省 都 市 局 市 街 地 整 備 課 (監修)	大 成 出 版 社
地方公務員共済六法 令和6年版	地 方 公 務 員 共 済 組 合 制 度 研 究 会 (編)	第 一 法 規
地域創生入門 地域創生を実現するため に押さえておくべき基本事項 補訂版	関 東 学 院 大 学 地 域 創 生 実 践 研 究 所	第 一 法 規
公務員のための職務をめぐる不当要求等対応アドバイス カスハラ・利害者との関係・職員の問題行動	鈴 木 智 洋	新 日 本 法 規 出 版

図 書 室 だ よ り

図 書 名	著 ・ 編 者 名	発 行 所
何が投票率を高めるのか	松 林 哲 也	有 斐 閣
茅ヶ崎の公民館づくり運動 社会と私の交差点 地域に教育と文化を	西 山 正 子	旬 報 社
起立性調節障害お悩み解消BOOK 「朝起きられない」子に親ができること!	吉 田 誠 司	翔 泳 社
世の中を知る、考える、変えていく 高校生からの社会科学講義	飯 田 高	有 斐 閣

鹿児島市議会事務局

令和6年1月31日発行

No. 144 号

リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可